

2025 年度入学者選抜 公募制推薦方式

経済情報学部 入学の手引き

●目次

No.	項目
1	入学手続きについて
2	学費等（前期分）の納入について
3	卒業証明書の提出について
4	入学前準備教育講座について
5	「学生身上書」の記入および「住民票記載事項証明書」の提出について
6	通学および指定寮の案内について
7	日本学生支援機構奨学金について
8	「健康記録票」の記入について
9	健康診断の受診について／学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険 学研災付帯学生生活総合保険および学生総合保障制度について
10	予防接種について
11	「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について
12	入学を辞退する場合の手続き
13	ノートパソコンの必携化について

◎要提出資料

チェック		備考
<input type="checkbox"/>	卒業証明書	
<input type="checkbox"/>	学生身上書	オンライン入学手続システム内で作成
<input type="checkbox"/>	住民票記載事項証明書	
<input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いに関する同意書	
<input type="checkbox"/>	入学辞退届／入学辞退に伴う学費等返還申出書 通帳写し貼りつけ用紙	入学辞退される方のみ

岐阜聖徳学園大学

合格者のみなさんへ

岐阜聖徳学園大学

入学手続きについて

あなたは、本学の2025年度入学者選抜を受験され、選考の結果、合格されました。今後の躍進を念じ、心からお祝いを申し上げます。

つきましては、入学手続きのご案内をいたします。振り込みに関する注意事項に留意して、所定の手続きを行ってください。なお、一旦納入された入学金は、いかなる理由があっても返還できませんのでご注意ください。

1. 今後の入学手続きについて

本学の入学手続きは下記Webページから行っていただきます。ログインには、合格した「合否用受験番号」とネット出願で使した「セキュリティコード」が必要です。

なお、複数学部で合格された方は「入学予定の学部」で手続きを行ってください。

●入学手続きページ

<https://exam-entry.52school.com/shotoku/enrollment/login>

※入学金・学費等の振込用紙は、上記ページよりダウンロードできます。

なお、入学金・学費等に関する振込手数料は、依頼人負担となります。

2. 入学金の納入について 【入学手続Ⅰ】

入学金：300,000円

下記期限までに入学金を納入してください。

なお、納入期限を過ぎた場合は、入学の権利を失いますのでご注意ください。

納入期限 2024年12月19日(木)

3. 学費等の納入について 【入学手続Ⅱ】

学費等：別紙「学費等（前期分）納入について」参照

下記期限までに学費等を納入してください。

なお、納入期限を過ぎた場合は、入学の権利を失いますのでご注意ください。

納入期限 2025年1月24日(金)

4. 入学金・学費等の納入にかかるサービス利用料について

各入金時にはサービス利用料が必要となります。各サービス利用料については、入学手続き時の「支払情報の確認」でご確認ください。

いずれの方法でもサービス手数料を含めて納入してください。

5. 必要書類の準備について

入学金、学費等の納入のほか、所定の手続きが必要となります。本PDF資料を確認し、ご準備ください。なお、今後資料の追加も予定しております。追加がある場合は登録のアドレスにメールで連絡をいたします。

〔問い合わせ先〕

岐阜聖徳学園大学 入学広報課

〒500-8288 岐阜県岐阜市中鶯1-38

TEL: (058) 278-0727 (ダイヤルイン) FAX: (058) 278-0730

E-mail: nyugaku@shotoku.ac.jp

学費等（前期分）の納入について

振り込みに関する注意事項

1. オンライン入学手続きページから振込依頼書をダウンロードし、振込先金融機関を選択、依頼人欄（合格者氏名をカタカナで）を記入の上、金融機関窓口（ゆうちょ銀行を除く）から電信扱いにて振り込んでください。
2. 現金自動預払機（ATM）やインターネットバンキングからの振り込みも可能です。振込依頼書に記載されている注意事項をよく読んで手続きを行ってください。
3. 振り込みには、振込手数料がかかります（各自で負担してください）。
4. 取扱金融機関の収納印をもって本学領収書に代えますので、大切に保管してください（領収書の発行は行いません）。

今回納入する学費等（前期分）の内訳（単位：円）

内 訳		前期分
学 費	授 業 料	350,000
	教育充実費	180,000
委託 徴収金	後 援 会 費	25,000
	学 友 会 費	10,000
合 計		565,000

学校法人聖徳学園が岐阜聖徳学園大学後援会、岐阜聖徳学園大学学友会から会費等の徴収業務の依頼を受け、徴収するものです。学友会費については、在学中分 10,000 円を今回一括徴収します。

2025 年度入学生の年間学費等納入金

（単位：円）

内 訳		前期分	後期分	年 額
学 費	授 業 料	350,000	350,000	700,000
	教育充実費	180,000	180,000	360,000
委託 徴収金	後 援 会 費	25,000	25,000	50,000
	学 友 会 費	10,000		10,000
合 計		565,000	555,000	1,120,000

後期分からは納入方法が口座振替となります。詳細は 6 月頃にご案内します。

学費等は在学中に改定されることがあります。なお、学費等には消費税は加算されません。

「卒業証明書」の提出について

出願の際、高等学校又は中等教育学校等（以下「高等学校等」という）を卒業見込みだった方は、卒業式終了後、速やかに卒業証明書（原本）を入学広報課に出してください。**大学入学資格確認のため必ず下記期日までに提出してください。**また、高等学校卒業程度認定試験に合格見込みで出願された方は、高等学校卒業程度認定試験合格証書を下記期日までに提出してください。

そのほかの大学入学資格で出願された方は、当該資格の取得証明書を提出してください。

卒業証明書が A4 サイズでない場合（A5 または B5 サイズ等）は「卒業証明書台紙」をダウンロードして印刷し、糊付けして提出してください。

※出願時に、高等学校等を卒業又は大学入学資格を取得（提出）済みの方は、提出する必要はありません。

※卒業証明書は原本を提出してください。（コピー等不可）

以上

記

【提出期限】令和 7 年 3 月 24 日（月）必着

【提出方法】郵送又は持参（封筒表に「**卒業証明書等**在中」と朱書きし、封筒裏に**受験番号・氏名・入学先学部名【専修・専攻】**を明記してください。）

【提出先】〒500-8288

岐阜市中鷺1-38

岐阜聖徳学園大学 入学広報課

事務取扱時間；平日 9:00～17:30

【期限に提出が困難な場合】

※卒業式が 3 月 24 日以降等の理由で提出期限内に提出出来ない場合は、以下の事項を明記の上、入学広報課(nyugaku@shotoku.ac.jp) にメールをしてください。

1. 高等学校等名
2. 高等学校等担当者名
3. 高等学校等電話番号
4. 合否用受験番号
5. 氏名
6. 提出出来ない理由
7. 提出予定日（令和 7 年 3 月 31 日以内）

提出期限までに提出されない（提出が困難で連絡がない）場合、入学を認めないことがありますので、予めご了承ください。

<問い合わせ先>

入学広報課

TEL：058-278-0727

E-mail：nyugaku@shotoku.ac.jp

卒業証明書台紙 (A5・B5サイズ用)
(高等学校卒業程度認定試験合格証明書)

※証明書 (A5 又は B5 サイズ) を枠に合わせて糊付けしてください。

※A4サイズの証明書はこの台紙には糊付けせず、原本をそのまま提出してください (右上に学籍番号を記入してください)。

B5

A5

令和6年12月12日

総合型選抜

自己推薦方式合格者の皆様

学校推薦型選抜

公募制推薦方式(後期日程)合格者の皆様

課外活動特別推薦方式合格者の皆様

保護者の皆様

岐阜聖徳学園大学

経済情報学部長 寶 壺 貴 之

入学前準備教育講座の御案内

このたびは、本学経済情報学部への合格、おめでとうございます。

これからの大学生活への期待に胸を膨らませておられることと思います。

さて本学では、「入学手続Ⅰ」を完了させた方を対象に、大学入学後の学習・研究の準備をサポートする目的で「入学前準備教育講座」を実施いたします。これは、皆さんに、高校までの学びが大学教育にどの様に関連してくるのか理解していただき、よりスムーズに大学教育へ移行できるように行うものです(費用は本学が負担します)。

大学における学びは、自主的な学習習慣と自己管理が強く求められるようになります。入学までの時間を有効に使い、学習習慣を身につけてください。

最後に、残り少ない高校生活を有意義に過ごしてください。皆さんにお会いできることを楽しみにしております。

記

【入学前準備教育講座】

1. 対 象 本学経済情報学部へ入学される方
2. 実施期間 令和6年12月下旬から令和7年3月20日
3. 実施方法 テキスト・Web学習による通信教育講座です。
1月上旬から順次、案内及び教材を御自宅へ送付いたします。
お手元に届きましたら、案内に従い学習を始めてください。
※本プログラムは、株式会社進研アド(ベネッセグループ)の協力を得て行います。
4. 費 用 自己負担なし
5. 講座内容 入学前準備教育講座(学問サキドリプログラム)の紹介動画を視聴することができます。1月上旬から始まる講座に向けて視聴してください。

《視聴 URL》

https://cdn.shinken-ad.co.jp/sakidori/support/sakidori_torikumi_movie.html

《視聴 QR コード》

スマートフォンから視聴する場合は
右のQRコードを読み取って視聴してください。



以 上

「学生身上書」の記入および「住民票記載事項証明書」の提出について

1. 「学生身上書」の記入について

オンライン入学手続きシステムにある「学生身上書」は、本学が相談及び指導の際、基礎資料として使用するものですので、ありのままを正確に記入してください。原則として他の目的には使用しません。ただし、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合は、第三者に開示することがあります。

なお、入学後は、各キャンパス学生課にて厳重に管理します。在学中に記入内容（住所・電話番号など）に変更のある場合は、入学後に使用する学生支援システム「UNIVERSAL PASSPORT」から変更の申請を必ずしてください。

(1) 「保証人等」「緊急連絡先」の欄は、必ず記入してください。

(2) 家族欄には、本人と生計を一にする者、同居・別居を問わず全員記入してください。

勤務地等の関係で別居している場合、就学又は病気療養のため一時別居している場合は、その備考欄に記入してください。別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は除いてください。

※学籍番号は、入学式当日に交付される学生証に記載されています（受験番号ではありません）。

※提出書類の住所は、入学以降の居住地となる住所を記入してください。

2. 「住民票記載事項証明書」の提出について

「住民票記載事項証明書」様式をダウンロード、印刷し必要事項を記入の上、居住地の市（区）役所・町村役場で証明を受けてください。注意事項が様式下部に記載されていますので、よく読んで市（区）役所・町村役場の指示に従ってください。なお、本籍地記載のある住民票（本籍地未記載のものは不可、マイナンバーの記載がないもの）の写しに代えることもできます。

※外国籍の方は、住民票の写し（ただし、マイナンバーの記載がなく、国籍の記載があるもの）を提出してください。

【問い合わせ先】

○教育学部・人文学部・看護学部

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス）羽島学生課

〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地

TEL : 058-279-6736 E-mail : h-gakusei@shotoku.ac.jp

○経済情報学部

岐阜聖徳学園大学（岐阜キャンパス）岐阜学生課

〒500-8288 岐阜市中鶉一丁目38番地

TEL : 058-278-4189 E-mail : g-gakusei@shotoku.ac.jp

※メール送信の際は、受験番号と名前を明記してください。

※学籍番号は入学後に記入してください

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--

住民票記載事項証明書

住 所				世帯主氏名			
世帯主との続柄		氏 名		性 別			
生年月日		昭和・平成 西 暦		年 月 日生		本籍地 都・道 府・県	

上記のとおり相違ないことを証明する

年 月 日

市（区）町村長 氏名

印

住民票記載事項証明書を受けるにあたっての注意事項

この証明書は入学する方の氏名、生年月日を確認するためのものです。現在の居住地の市（区）役所・町村役場又は、入学後の居住地の市（区）役所・町村役場に持参し、証明を受けてください。

なお、記入・証明を受けるにあたっては、市（区）役所・町村役場の指示に従ってください。

1. 住民票記載事項証明書は、本学に入学する方の住所・世帯主・世帯主との続柄・本人氏名・性別・生年月日・本籍地の証明を受けてください。
2. 証明を受ける場合、市（区）役所・町村役場備付けの申請書に所要事項を記入し、この証明書と一緒に提出してください。なお、申請書に「使用目的」欄がある場合は岐阜聖徳学園大学入学手続に必要なため」と記載してください。

※外国籍の方は、住民票の写し（ただしマイナンバーの記載がなく、国籍の記載があるもの）を提出してください。

【問い合わせ先】

○教育学部・人文学部・看護学部

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス）羽島学生課

TEL：058-279-6736 E-mail：h-gakusei@shotoku.ac.jp

○経済情報学部

岐阜聖徳学園大学（岐阜キャンパス）岐阜学生課

TEL：058-278-4189 E-mail：g-gakusei@shotoku.ac.jp

通学および指定寮の案内について

1. 通学定期券の購入について

通学定期券は、本学への通学を目的とし、現住所の最寄り駅から各キャンパスまでの最短経路に限り購入できます。

① 入学後の定期券の購入

「学生証」「在籍確認兼通学証明シール」は、入学式当日受付で交付します。学生証の裏面に在籍確認兼通学証明シールを貼付し、必要事項を記入した上で、各交通機関の窓口で所定の手続きを行ってください。

② 入学式前の定期券の購入については、下の表を参考にしてください。希望者は、各交通機関の窓口で所定の手続きを行ってください。なお、JR・名古屋鉄道（名鉄）の通学定期券購入には学生証が必要ですので、入学式前に通学定期券の購入はできません。

交通機関	購入可能日	必要書類
岐阜バス	使用開始日の14日前以降	合格通知書
名阪近鉄バス	使用開始日の7日前以降	
名古屋市営バス・地下鉄	3月15日以降	

※上記以外の交通機関については、通学定期券を購入する前に交通機関へお問い合わせください。

2. 大学直通バスについて

大学直通バスを以下のとおり運行しています。 ※1

運行日：授業日、定期試験日 ※2

時刻表：本学 Web ページに掲載（2025 年度版については 2025 年 3 月に掲載予定）

料金・支払い方法について

2024. 10. 01 現在

発着区間		支払い方法	料金	運行会社
羽島キャンパス	・ JR 岐阜駅 (⑥番乗り場) ・ 名鉄岐阜駅 (③番乗り場)	・ 現金 ・ ayuca 乗車券、全国交通系 IC カード (manaca など) ・ ayuca 定期券 ※3 (購入区間名：JR 岐阜駅 or 名鉄岐阜駅⇄岐阜聖徳学園大学)	480 円 (片道)	岐阜バス
	【西岐阜駅線】 ・ JR 西岐阜駅(1階南口) 【笠松駅線】 ・ 名鉄笠松駅(駅前ロータリー)	・ 専用乗車券 ※専用乗車券は羽島Cコンビニのみで販売します。 ※西岐阜駅線、笠松駅線は共通乗車券です。	2,500 円 /10枚綴り (片道1枚使用)	ドライブサービス
岐阜キャンパス	・ JR 岐阜駅 (⑥番乗り場) ・ 名鉄岐阜駅 (③番乗り場)	・ 現金 ・ ayuca 乗車券、全国交通系 IC カード (manaca など) ・ ayuca 定期券 ※3 ※4 (購入区間名：JR 岐阜駅 or 名鉄岐阜駅⇄六条大溝町)	230 円 (片道)	岐阜バス

※1. 大学直通バスは、他キャンパスを経由しません。行き先（キャンパス）を間違えないよう注意してください。

※2. 運行日・時刻表は、急遽変更する場合があります。学内掲示板、本学ホームページ等で確認の上、利用してください。

※3. 定期券を利用する場合は ayuca 定期券のみ利用可です。

※4. 岐阜キャンパス行きの ayuca 定期券・乗車券は、大学直通バス、路線バス共に利用できます。

3. 自動車通学・自転車通学等について

〔自動車通学〕

許可制のため、自動車通学を希望する者は、必ず「自動車通学申請書」を提出し許可を得なければなりません。駐車場の契約方法・料金などは、学生課オリエンテーション時に案内します。学生課オリエンテーションまでは、公共交通機関を利用してください。

〔自転車・原動機付自転車・オートバイ通学〕

許可制のため、学生課に「自転車・原動機付自転車・オートバイ通学申請書」を提出し、通学許可シールを受け取ってください。許可シールの無い自転車は撤去する場合があります。申請方法等の詳細は学生課オリエンテーション時に案内します。

4. 指定寮について

本学では、遠方から入学したみなさんがより充実した大学生活を送れるように、指定寮を紹介しています。指定寮は男子寮と女子寮に分かれており、本学学生のみが入居できます。

さらに指定寮の寮主で組織された寮主組合と大学及び寮生が定期的に意見交換を行い、より良い住環境作りに努めています。

詳細は以下の二次元コードから確認してください。



日本学生支援機構奨学金について

1. 奨学生採用候補者決定通知の提出

令和7年度奨学生採用候補者に決定している方は、以下の書類を各キャンパス学生課に提出してください。提出の時期は、学生課オリエンテーションで連絡します。

・令和7年度大学等奨学生採用候補者決定通知〔進学先提出用〕		給付奨学金利用者
貸与奨学金利用者		
人的保証制度を選択の方	機関保証制度を選択の方	
連帯保証人の「印鑑登録証明書」 ・保証人の「印鑑登録証明書」 (印鑑登録証明書は令和7年3月以降に取得してください。コピー不可) ・連帯保証人の「源泉徴収票」又は「市区町村発行の所得証明書」(コピー可)	特になし	自宅外通学該当者のみ ・自宅外通学であることの証明書 (アパート等の賃貸契約書の写し)

※決定通知の提出後、別途手続きが必要となります。印鑑登録証明書等は、その際に提出が必要となりますのであらかじめ準備願います。

※高等教育の修学支援制度(授業料等減免、授業料無償化)についての申請は、学生課オリエンテーションで連絡します。

2. 入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ方へ

①『決定通知』に「入学時特別増額貸与奨学金(申告不要)」と記載のある方

「入学時特別増額貸与奨学金」の申し込み条件を満たしていますので、『決定通知』の提出のみで「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができます。

②『決定通知』に「入学時特別増額貸与奨学金(申告必要)」と記載のある方

日本政策金融公庫の「国の教育ローン」から融資を受けることができない場合のみ、「入学時特別増額貸与奨学金」の申し込みが可能となります。入学前に「国の教育ローン」の申し込みをしていただき、その結果によって次のような手続きをしてください。

a. 「国の教育ローン」の融資を受けることができた方

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができませんので、『決定通知』表面1の「辞退します」に☑を付け、提出してください。

b. 「国の教育ローン」の融資を受けることができなかった方

『決定通知』表面1に記載の必要書類を提出していただくことで、「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることができます。『決定通知』と併せて必要書類を提出してください。

3. 本学入学後新規に申し込みを希望する方へ

詳細は、大学構内の学生課掲示板と各キャンパスの学生課オリエンテーションで案内します。

4. 「在学猶予願(在学届)」について

本学入学以前に他大学・専修学校等で、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けており、本学在学中の返還猶予を希望する方は、4月中旬までに学生課まで申し出てください。本学入学後も日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する場合は新規での申込手続きが必要となります。



「健康記録票」の記入について

「健康記録表」は、本学が相談及び指導の際、基礎資料としてしようするためのものですので、ありのままを正確に記入してください。原則として他の目的には使用しません。ただし、法令に基づく場合、本人の生命、身体、財産を保護するために必要がある場合、学内集団感染などにおいて緊急を要する場合は、第三者に開示することがあります。

また、実習必要要件として求められた予防接種歴、健康診断で得られた抗体価については、実習担当課と情報共有させていただく場合があります。

なお、「健康記録表」については各キャンパスの保健室が厳重に管理します。在学中、記入内容（住所など）に変更のある場合は、各キャンパスの保健室に必ず届け出てください。

● 健康記録表の記入についての注意事項

次ページにある健康記録表（下書き用）を印刷の上、下記注意点を確認しながら準備してください。オリエンテーション当日に清書していただきますので持参してください。

- (1) 記入項目は、正確に記入し、記入漏れがないようにしてください。
- (2) 〔予防接種歴・罹患（^{りかん}病にかかったこと）歴〕は、母子健康手帳等を参照してわかる範囲で記入してください。
- (3) 学籍番号は入学式当日に交付される学生証に記載されています（受験番号ではありません）
- (4) 提出書類の住所は、入学以降の居住地となる住所を入力してください。

お問い合わせ先

【経済情報学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・人文学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp



※☑と記入すること

※アルファベットは○で囲むこと

※学籍番号は入学後に記入

所 属	<input type="checkbox"/> 教育学部 (専修)	学 籍 番 号	K · H · N · J · M · D					
	<input type="checkbox"/> 人文学部		フリガナ					
	<input type="checkbox"/> 看護学部	氏 名		(姓)			(名)	
	<input type="checkbox"/> 経済情報学部							
	<input type="checkbox"/> 大学院 (研究科)							
生年月日		西 曆	年	月	日	性 別	男 · 女	

本 住 所 等	※入学後の住所を記載してください		〒		携帯電話		- -	
					自宅 指定寮 (寮名)		アパート その他	
未 保 護 者 氏 名	フリガナ		続柄	自宅電話番号 - -				
後 見 人 氏 名				携帯電話番号 - -				
住 所	〒			緊急連絡先	氏名・勤務先名等 続柄()			
					電話番号 - -			

【現在の体調・通院治療などについて】

緊急を要する場合、本人の生命、身体を保護するために必要がある場合など、本人の同意を得ることが困難なときには、法令やガイドラインに基づいて情報共有することがあります。

【現病歴】 有 ・ 無 ※該当するものを○で囲み、下記に診断名等を記入してください。 脳疾患・脳血管障害()

心臓疾患() 腎・尿路疾患() 消化器疾患 代謝・内分泌疾患 () てんかん けいれん 頭痛
結核 喘息 貧血 花粉症 アレルギー性鼻炎 食物・薬物アレルギー(原因物質:) 蕁麻疹 アトピー性皮膚炎
外傷【部位: 】 精神疾患 () 発達障害 () その他 ()

診 断 名	発症年齢	治 療 状 況	特 記 事 項
①	歳	治療中・検査中・経過観察・その他	
②	歳	治療中・検査中・経過観察・その他	

・現在、通院治療をされていますか。 はい / 診断名 () いいえ

・常用薬はありますか (内服薬・注射・塗り薬 など)。 はい / 症状 () いいえ

処方薬 () () () 市販薬 () ()

・てんかん及びてんかん疑い等の診断を受けたことがある人のみお答えください。診断時期 (歳頃) / 診断名 ()

現在の状況 検査中・治療中・経過観察中・治癒・その他 ()

・食物、薬物アレルギーがある人のみお答えください。

アナフィラキシーショックを起こして救急搬送または、エピペンを使用したことはありますか。 はい (歳頃) いいえ

【既往歴】

これまでに大きな病気にかかったことや手術、入院などをしたことはありますか。 有 ・ 無

※該当するものを○で囲み、下記に診断名等の詳細を記入してください。

脳疾患・脳血管障害 心臓疾患 腎・尿路疾患 消化器疾患 喘息 呼吸器疾患 けいれん てんかん 貧血 血液疾患
代謝・内分泌疾患 食物・薬物アレルギー 耳鼻咽喉および眼疾患 精神疾患 () その他 ()

診 断 名	発症年齢	治 療 状 況	特 記 事 項
①	歳	検査中・経過観察中・定期検診・治癒・その他	
②	歳	検査中・経過観察中・定期検診・治癒・その他	

【予防接種歴・罹患(りかん・病気にかかったこと)歴】

母子手帳または予防接種の記録等を参照のうえ、記入してください。

	罹患(りかん・病気にかかったこと)の有無	予 防 接 種 年 月 日
麻 疹 (はしか)	有 ・ 無 (年 月) 歳頃	年 月 日 (I 期) 年 月 日 (期)
風 疹 (3日はしか)	有 ・ 無 (年 月) 歳頃	年 月 日 (I 期) 年 月 日 (期)
M R ワ ク チ ン (麻疹・風疹混合ワクチン)		年 月 日 (最終接種日)
流行性耳下腺炎 (おたふく)	有 ・ 無 (年 月) 歳頃	年 月 日 (最終接種日)
水 痘 (水ぼうそう)	有 ・ 無 (年 月) 歳頃	年 月 日 (最終接種日)

【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について】

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は持っていますか。 有 ・ 無 (級) 診断名 ()

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳のコピーを提出してください。

・講義や実習、通学や学生生活などでの配慮希望の有無について下記に記入してください。

	希望の有無	配慮事項		希望の有無	配慮事項
視 覚	視 力	有 ・ 無	聴 覚	聴 力	有 ・ 無 補聴器 / 有 (右 ・ 左) ・ 無
	色 覚	有 ・ 無			補聴器具 / 有 () ・ 無
	その他	有 ・ 無			その他
身 体	有 ・ 無		その他	有 ・ 無	

※上記について、これまで (高校などで) の配慮・支援実績がありましたら裏面の調査票に記入してください。
※この用紙はオリエンテーション時に提出してください。

健康診断の受診について

新入生の健康診断では、身長・体重測定、視力、血圧、尿検査、胸部レントゲン検査、心電図検査、内科検診を行います。その他に追加検査が必要な場合があります。

追加検査については、下記の事項をよく読み、該当する方は「証明書発行サービス」を利用して必要な追加検査の申込みを行ってください。

健康診断の日程や追加検査の申込み方法については、新入生オリエンテーション（保健室）でお伝えします。

教育学部（羽島キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

- ・保育専修の方は、下段①～⑤の追加検査申込み（追加検査セット B を選択）を行ってください。
- ・保育専修以外の専修の方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

人文学部（羽島キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

教員免許状取得を希望する方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

看護学部（羽島キャンパス）

看護学部の方は全ての追加検査が健診項目に含まれていますので申込みは不要です。看護実習に係る抗体価検査は別日に実施します。

経済情報学部（岐阜キャンパス） 申込み期限あり（後日連絡予定）

教員免許状取得を希望する方は、下段①～③の追加検査申込み（追加検査セット A を選択）を行ってください。

【追加検査項目代金の内訳】

① 聴力検査	400 円	}	}	追加検査 A セット
② 疹抗体検査	2,100 円			
③ 風疹抗体検査	900 円			
④ 流行性耳下腺炎抗体検査	2,200 円			
⑤ 水痘抗体検査	1,700 円			
				追加検査 B セット

お問い合わせ先

【経済情報学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724
hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・人文学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257
hokenh@shotoku.ac.jp

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険 学研災付帯学生生活総合保険および学生生活保障制度について

本学学生は大学負担により、学生教育研究傷害保険（略称「学研災」）および学研災付帯賠償責任保険（略称「付帯賠償」）に全員が加入します。加入手続きは、大学にて済ませていますので、改めて手続きをしていただく必要はありません。補償内容についてはパンフレットをご参照ください。

別に任意保険として「学研災付帯学生生活総合保険」「学生総合保障制度」のパンフレットを掲載しています。加入は任意ですので各自内容を確認のうえ、必要に応じて直接保険会社へ申込み手続きを行ってください。なお、申込〆切日を過ぎても加入は可能です。

【保険の種類による違い】

学研災（傷害保険）・・・被保険者（学生）本人のケガに対する補償

死亡保険金額最高1,200万円+通学中等危険担保特約

[補償対象者] 教育学部、人文学部、看護学部、経済情報学部

※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害（ケガ）を被った場合に対象となります。

※病気についての補償はありません。

付帯賠償「学研賠」・・・学生が他人にケガをさせたり、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償 ※8

[補償対象者] 教育学部、人文学部、経済情報学部

[対象となる交通手段] 徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る。

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には適用されません。

付帯賠償「医学賠」・・・学生が他人にケガをさせたり、他人の者を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償

[補償対象者] 看護学部

[対象となる交通手段] 徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る。

※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には適用されません。

付帯学総・・・病気、ケガについての入院、通院1日目から補償します。

※8を24時間補償します。

	加入方法	補償対象活動範囲	補償内容							
			正課・学校行事中	学校施設内 (正課・学校行事中を除く)	課外活動中	学校施設内 (課外活動中を除く)	臨床実習中(看護のみ)	通学中・施設間移動中	その他日常活動	
学研災		正課中 学校行事中 課外活動(クラブ活動)中 通学中 学校施設間移動中	● ○ ※1 ■ ※2	● ○ ※1 ■ ※3	● ○ ※1 ■ ※4	● ○ ※1 ■ ※3	● ○ ※1 ■ ※2	● ○ ※1 ■ ※3		
付帯賠償	学研賠	大学にて加入(大学負担) 正課中 学校行事中 課外活動(※7)中 教育実習、保育実習 介護等体験活動、インターンシップ ボランティア活動(※7)及びその往復	△ ※5		△ ※5				△ ※6	
	医学賠	正課中 医療関連実習中 学校行事中 課外活動(※7)中 + 学研賠の活動範囲	△ ※6			△ ※6	△ ※6	△ ※6		
付帯学総	任意(個人負担)	加入タイプ別	○ ■ △	○ △	○ ■ △	■	○ ■	● ○ ■ △	● ○ ■ △	

※1 日額4,000円(180日限度) 1日目より支払

※2 治療日数1日以上 3,000円~30万円

※3 治療日数4日以上 6,000円~30万円

※4 治療日数14日以上 3万円~30万円

※5 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度。正課中・学校行事中とみなす場合に限る

※6 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度

※7 インターンシップ又はボランティア活動の実施を目的とした組織として大学の承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ又はボランティア活動

お問い合わせ先

【経済情報学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・人文学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

父母等の皆様は必ずご確認ください。

岐阜聖徳学園大学・大学院 / 岐阜聖徳学園大学短期大学部からの重要なお知らせです。

岐阜聖徳学園大学・大学院 / 岐阜聖徳学園大学短期大学部 学生のための総合保険

学研災付帯学生生活総合保険(略称:付帯学総)

学生生活(学内外)を安心して過ごすために

大きく生活が変わるその時に このような“学生”にご加入をおすすめします。

学研災*にご加入される方だけが加入できる学生保険です。 *学生教育研究災害傷害保険 (本学は学研災に全員加入しています。)

部活・
サークルを
はじめる



自転車通学を
はじめる

自転車条例にも対応!



一人暮らしを
はじめる



アルバイト・
インターンシップを
はじめる



風邪をひいた時、
たった1日の通院でも補償!

事故時、相手方との示談交渉も
保険会社に任せられて安心!

※個人賠償責任補償に関するサービスとなります。

申込締切: 2025年3月31日(月)

※4月1日を補償開始日とする場合、必ず締切日までにお振込みください。

- 2025年4月1日以降にパンフレット記載の保険料をお振込みの方は、振込日翌日からの補償開始となります。
- 2025年4月30日以降にお申込みの場合は、Webサイトにて保険料をご確認ください。(Webサイトで保険料をご確認できない場合は、取扱代理店までお問い合わせください。)

- Web加入で毎月25日以降お手続きをされる場合、最短の補償開始日は翌月1日となりますのでご注意ください。
- 退学等の場合には解約手続きが必要になります。残期間に応じて保険料を返金しますので、取扱代理店までお問い合わせください。

団体割引適用

30%

1日あたりわずか

約28円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

申込はWEBで

簡単3分

<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500>



公益財団法人 日本国際教育支援協会

詳しくは中面へ!
ご加入のお手続き方法は裏表紙へ!



学生に
保険は必要？

学生生活には 付帯学総が学生の“万が一”

部活・サークル活動をはじめて…

【事件事例】

運動部の練習中、足元がすべって
しまい、ひざをケガしてしまった。
14日間の通院をして、
治療費に**99,850円**
かかってしまった。



学研災に加入しているので、
今回のケースでは**3万円**の補償がされた

付帯学総に加入していれば
治療費として**99,850円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

自転車通学をはじめて…

【事件事例】

授業の帰りに**自転車**で
アルバイト先に向かっていたら
曲がり角で歩行者に
ぶつかってしまった。
幸い、命に別状はなかったが
440万円の賠償金を
払うことになった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
賠償金として**440万円**の保険金をお支払い

パンフレット5ページの「1 個人賠償責任」で補償されます

※上記事例は、引受保険会社が実際の事例を元に作成した事故例であり、実際の支払い事例ではございません。

付帯学総と学研災の違いはなに？

付帯学総とは、学研災にご加入される方だけが加入できる学生保険です。学研災で補償している正課中・学校行事中・課外活動中*のケガ以外のケースにも対応しており、ケガのみならず風邪などの病気による通院も24時間365日補償が可能です。

*学研災に通学特約を付帯している場合は、通学中のケガについても補償の対象となります。

こんなリスクが！ を手厚くサポートいたします。

一人暮らしをはじめて…

【事件事例】

初めての一人暮らし、
洗濯機を回したまま**外出**した際に
排水ホースが外れて床全面に
水漏れしてしまった。
修繕費用として
30万円かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースでは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
修繕費用として**30万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「7 借家人賠償責任」で補償されます

そんな付帯学総が
1日あたりに換算すると約**28円**～

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

アルバイト・インターンシップを
はじめて…

【事件事例】

アルバイト先の飲食店で、
油が入った鉄板から油が飛んできて
やけどを負ってしまった。
治療費用として**4万円**が
かかってしまった。



学研災に加入しているが、
今回のケースは**補償されない**

付帯学総に加入していれば
治療費用として**4万円**の保険金をお支払い
パンフレット5ページの「3 治療費用」で補償されます

WEBから
簡単にご加入



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500>



まずは詳しい補償項目をみてみよう！

付帯学総は、学生の“万が一”を手

治療費用の補償

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

品名	負担金	負
3	4,380	4
品名	消費税等	優
品名	円	

学生が風邪をひいてしまったとき、たった1日の通院から補償

父母等の
90.5%^(※1)
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

個人賠償責任

自転車通学での事故時、高額になりやすい賠償金も補償

自転車条例にも対応



※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。自動車およびバイク（原動機付自転車を含む）での事故は補償対象外です。

育英・学資費用

扶養者の方に万が一があったとき、学生のご卒業までの授業料を補償

父母等の
88.5%^(※1)
が安心!



※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
※扶養者の指定：扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。（保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。）

他のリスクにも万全の補償ラインナップ

救援者費用等

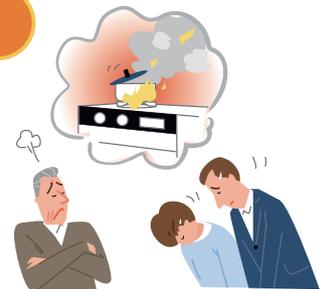
学生の急な入院に駆け付けたいときも



※3日以上入院が補償対象となります。

借家人賠償責任

一人暮らしをする学生が、借家を傷つけてしまっても



厚くお守りします。

保険金お支払い例

治療費用（病気）：発熱のため通院

... お支払い保険金 **3,860**円

治療費用（ケガ）：

部活動中、右足親指を強打し負傷

... お支払い保険金 **12,220**円

無料
付帯

メディカルアシスト 24時間365日対応

こんな時どうすればいい？あなたがお困りの際、お電話にて医療に関する相談に応じます。

旅行先での急病！
最寄りの病院を知りたい

医療機関案内

急に激しい頭痛。
どうしたらいいの…

緊急医療相談



※電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。

もしもの時もお任せ下さい！

示談交渉サービス

自転車事故を起こしてしまった際など、個人賠償責任についての大変な示談交渉も東京海上日動にお任せください。

※訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

父母等の
92.5%
が安心！
(※1)



学生が無事ご卒業できるよう、授業料などを補償します

学資費用（疾病）補償タイプご加入者は、扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象に

育英費用保険金を全額お支払い

扶養者が交通事故で死亡した。育英費用として1,000,000円の保険金を支払われた。



学資費用保険金で授業料を補償

扶養者が登山中の事故で死亡し大学の授業料等の費用として1,190,000円の保険金が支払われた。

※支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として負担した学資費用の実費をお支払いします。

(※1) 付帯学総に加入している大学生の子を持つ親の方200人のアンケート結果(2020年10月 東京海上日動調べ、調査委託先: マクロミル)

生活用動産

一人暮らしを
狙われ
盗難被害に
あっても

免責金額：1事故5,000円



死亡・後遺障害

学生に
万が一が
あった
ときも

※地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



申込はこちら！

簡単
3分



<https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/futaigakuso?id=0243500>

さらに詳しい補償内容はP.5へ

1 個人賠償責任

示談交渉サービス付

自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で学生本人が偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)^(※1)を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。個人賠償責任については国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

(※1) 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含まれません。

※インターンシップ中やアルバイト中も補償の対象となります。

ただし、それ以外の職務の遂行に起因する事故は補償対象外です。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を含む)での事故は補償対象外です。



2 死亡・後遺障害^(※1)

万が一のときや後遺障害が残ったとき。

ケガ

国内外で学生本人が急激かつ偶然な外来の事故で死亡または後遺障害を被った場合に保険金をお支払いします。(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。治療費用保険金については補償対象となります。)

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。



3 治療費用^{(※1)(※2)(※3)}

通院1日目から補償

学生本人が、ケガや病気で入院または通院したとき。

おすすめポイント

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償します。

項目	金額	単位
1	100	円
2	100	円
3	4,380	円
4	4,380	円
5	4,380	円
6	4,380	円
7	4,380	円
8	4,380	円
9	4,380	円
10	4,380	円
11	4,380	円
12	4,380	円
13	4,380	円
14	4,380	円
15	4,380	円
16	4,380	円
17	4,380	円
18	4,380	円
19	4,380	円
20	4,380	円
21	4,380	円
22	4,380	円
23	4,380	円
24	4,380	円
25	4,380	円
26	4,380	円
27	4,380	円
28	4,380	円
29	4,380	円
30	4,380	円
31	4,380	円
32	4,380	円
33	4,380	円
34	4,380	円
35	4,380	円
36	4,380	円
37	4,380	円
38	4,380	円
39	4,380	円
40	4,380	円
41	4,380	円
42	4,380	円
43	4,380	円
44	4,380	円
45	4,380	円
46	4,380	円
47	4,380	円
48	4,380	円
49	4,380	円
50	4,380	円
51	4,380	円
52	4,380	円
53	4,380	円
54	4,380	円
55	4,380	円
56	4,380	円
57	4,380	円
58	4,380	円
59	4,380	円
60	4,380	円
61	4,380	円
62	4,380	円
63	4,380	円
64	4,380	円
65	4,380	円
66	4,380	円
67	4,380	円
68	4,380	円
69	4,380	円
70	4,380	円
71	4,380	円
72	4,380	円
73	4,380	円
74	4,380	円
75	4,380	円
76	4,380	円
77	4,380	円
78	4,380	円
79	4,380	円
80	4,380	円
81	4,380	円
82	4,380	円
83	4,380	円
84	4,380	円
85	4,380	円
86	4,380	円
87	4,380	円
88	4,380	円
89	4,380	円
90	4,380	円
91	4,380	円
92	4,380	円
93	4,380	円
94	4,380	円
95	4,380	円
96	4,380	円
97	4,380	円
98	4,380	円
99	4,380	円
100	4,380	円

ケガ・病気

国内で学生本人がケガや病気で1日以上通院または入院した場合、健康保険等の自己負担分^(※4)を保険金としてお支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害による入院、痔核・裂肛等による入院は除く。)



(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。
(※2) 治療費用保険金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

初診日: 2025/4/15 のケース

60日を経過した日: 2025/6/13

60日を経過した日の属する月の末日: 2025/6/30

2025/4/15 ~ 2025/6/30 の治療がお支払対象

(※3) 保険期間の開始時に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始日より2年(保険期間が1年以下の場合かつそれを更新した場合は「1年」)を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)

(※4) 自己負担分の詳細については、〈補償の概要等〉をご参照ください。

4 救援者費用等

学生が入院し、親族が駆けつけたとき。

国内外で学生本人が保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上入院したり、搭乗している航空機や船舶が遭難した場合等に、交通費や宿泊料、捜索救助費用等をお支払いします。また、学生本人が死亡した場合には、事故発生地や収容地から自宅までの遺体輸送費用をお支払いします。



5 育英・学資費用^(※1)

扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、重度後遺障害を被った場合に補償します。

※あらかじめ扶養者を指定していただきます。扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)

払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方またはweb加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あらかじめ指定した扶養者」となります。

なお、A・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合も補償の対象となります。

◆育英費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害)

育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。

◆学資費用保険金(ケガによる死亡・重度後遺障害、病気による死亡)

お支払対象期間中^(※2)に実際に負担した授業料等の学資費用を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。

(※1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

(※2) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次までの期間となります。



6 生活用動産

一人暮らし限定

空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

免責金額(自己負担額) 5,000円

※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



7 借家人賠償責任

一人暮らし限定

ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な事故により借戸室を損壊したため、家主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。借家人賠償責任については、示談交渉は東京海上日動では行いません。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に同居している場合はご加入できません。



Q 入学時は自宅通学だが、途中から一人暮らしを予定。どのタイプに加入すれば良いですか？

A 卒業までの期間で自宅生タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。

Q 申込締切後の加入は可能ですか？

A 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。補償開始日がパンフレットの補償開始月の翌月以降となる場合は保険料が異なります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。

《ご加入プランのご案内》

30% 割引

1年あたりに換算すると 約 9,723円~

※Cタイプ(保険期間4年)の場合

ご加入タイプ		自宅から通学の学生 一人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生			
保 険 金 額	1 個人賠償責任(*1)	1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			1事故 国内:1億円 国外:1億円 限度			
	2 死亡・後遺障害(*2) ケガ	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	3 入院・通院(*3) ケガ	入院・通院(*3) ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
		入院・通院(*3) 病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		
	4 救済者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	5 育英費用(*4)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	
	5 傷害学資費用(*4)(*5)	傷害学資費用(*4)(*5)	50万円	50万円	対象外	50万円	50万円	対象外
疾病学資費用(*4)(*5)		50万円	対象外	50万円		対象外		
6 生活用動産(*6)		対象外	対象外	対象外	50万円	50万円	50万円	
7 借家人賠償責任(*6)					300万円	300万円	300万円	

保 険 料 (卒業までの一括払)	地震・噴火・津波によるケガも補償 天災危険補償特約あり		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
	2029年3月卒業予定者 (4年間分保険料)		56,610円	41,220円	38,890円	62,600円	47,210円	44,880円
	2028年3月卒業予定者 (3年間分保険料)		40,210円	31,260円	29,910円	44,800円	35,850円	34,500円
	2027年3月卒業予定者 (2年間分保険料)		25,670円	21,560円	20,930円	28,880円	24,770円	24,140円
	2026年3月卒業予定者 (1年間分保険料)		13,190円	12,120円	11,960円	15,030円	13,960円	13,800円

- (*1) 情報機器内のデータ損壊は1事故 500万円限度となります。
- (*2) 教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*3) お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*4) 独立生計の学生はお選びいただけません。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
- (*5) 学業費用支払期間(保険責任の開始日から学業費用(学資費用)の支払対象期間の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次(*7)までの期間です。
- (*6) 一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ(A・B・C)にご加入いただくことが可能です。
- (*7) お申込時にご申告いただいた卒業予定年次となります。

保険期間		卒業予定年次(*7)に応じて
4年間	2029年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2029年4月1日(午後4時)まで4年間
3年間	2028年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2028年4月1日(午後4時)まで3年間
2年間	2027年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2027年4月1日(午後4時)まで2年間
1年間	2026年3月卒業予定者	2025年4月1日(午前0時)より2026年4月1日(午後4時)まで1年間

上記保険料は、全国の保険の対象となる方の人数が10,000人以上の場合の割引率【30%】が適用されています。詳細については取扱代理店までお問い合わせください。

本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなりご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡くださるようお願いいたします。)

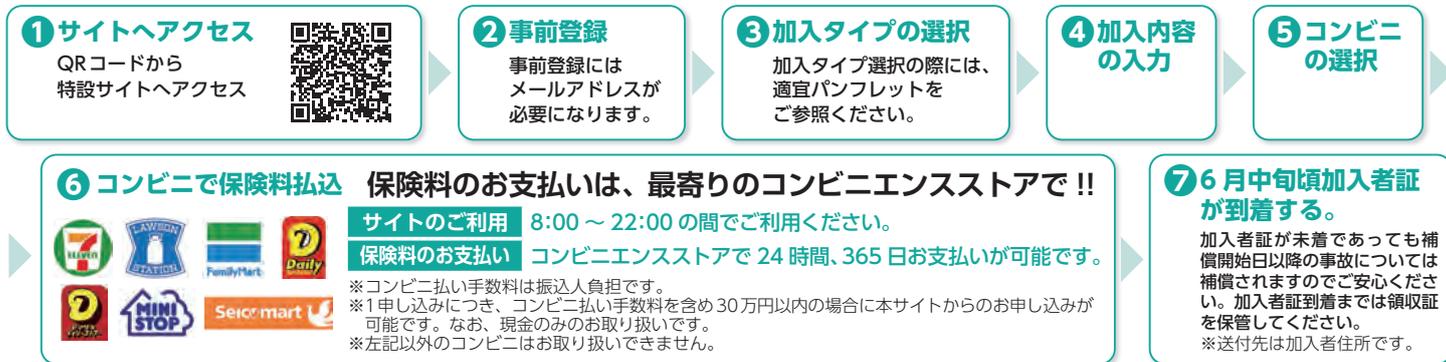
「自動車運転者」「建設作業員」「農林業作業員」「漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つるの製品製造作業員」(以上6職種)

付帯学総とは

補償内容

補償内容・プラン

《ご加入方法》お申込はWEB加入がおすすめ!簡単3分でご加入できます。



※学研災（学生教育研究災害傷害保険）にご加入されている方が対象の保険です。
※QRコード/URLは進学される学校によって異なります。必ず学生ご本人が通われる学校のものにアクセスして申し込んでください。
QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。
※Web加入ができない場合、払込取扱票にて郵便局でお手続きいただけます。加入方法については払込取扱票裏面の加入方法をご確認ください。

パンフレット・補償の概要・重要事項説明書には、ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。特に、保険金をお支払いしない主な場合・解約される場合等、ご加入に際してお客様に不利益になる事項についてご確認ください。以下のURL・QRコードに掲載の重要事項説明書・補償の概要については、印刷またはダウンロードをお願いいたします。重要事項説明書等の書面をご希望の方はお問い合わせ先にご連絡・お取り寄せいただき、内容をご確認いただいた上でご加入のお手続きをお願いいたします。払込取扱票、あるいはWeb加入でのお手続きを実施いただいたことを以て、重要事項説明書・補償の概要を電磁的方法で交付することに同意したこと、及び、重要事項説明書・補償の概要を印刷もしくはダウンロードしたこととさせていただきます。
URL <https://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>

《返還保険料の取扱い》
・誤振込（申込時、変更時に誤った保険料にてお振込みいただいた場合）
保険料を誤振込され返還保険料が発生した場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。
・解約・契約内容変更
解約・契約内容変更時に返還保険料があった場合、東京海上日動の所定の方法で保険料を返還します。振込先の口座が日本国外の口座となる場合、お客様の口座へ送金するための振込手数料はお客様負担とします。振込手数料が、返還保険料を上回る場合、保険料は返還しません。

《控除証明書について》
治療費用実費補償のあるタイプにご加入の場合、治療費用実費補償部分に係る保険料は生命保険料控除の対象となります。控除証明書が必要となる場合は、お手数ですがパンフレットに記載のお問い合わせ先までご連絡ください（毎年10月頃より受付開始となります）。

ご加入にあたってのご注意

保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります（退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。）。

保険金を請求するときは

- 1 事故の通知：事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2 保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 3 ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。
- 4 ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- 5 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

このパンフレットは、学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総（総合生活保険（こども総合補償））補償の概要等」をご確認ください。

学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険（こども総合補償）の愛称です。
この保険は（公財）日本国際教育支援協会を契約者とし（公財）日本国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とする学研災付帯学生生活総合保険団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として（公財）日本国際教育支援協会が有します。

お問い合わせ先 (取扱代理店)	株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店 大垣支店	〒503-0911 岐阜県大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル3F (TEL 0584-78-8901 FAX 0584-78-8902) 注) 学研災および付帯賠償については、本学の担当窓口（保健室）までお問い合わせください。
----------------------------	--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注) ご契約内容・補償内容に関するお問い合わせなどは、「お問い合わせ先」にご連絡ください。

事故の連絡先 (取扱代理店)	株式会社東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店 大垣支店	0584-78-8901 (代理店電話番号) ※代理店の営業時間外に、個人賠償責任補償に関する事故が発生した場合（日常生活に起因する偶然な事故により他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合）は、事故受付センター（東京海上日動安心110番）[0120-720-110]へのご連絡をお願いいたします。 ※その他の事故に関するご連絡は営業時間内に上記お問い合わせ先にご連絡ください。
---------------------------	--------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

注) 事故のお電話の際は、「証券番号」・「付帯学総」・「事故の概要」をお伝えください。

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当課支社) 岐阜支店 大垣支社	〒503-0911 岐阜県大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル2F (TEL 0584-75-2601 FAX 050-3385-7424)
---------------	-------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

学生・保護者の皆様へ

岐阜聖徳学園大学/大学院

岐阜聖徳学園大学短期大学部

公益財団法人日本国際教育支援協会

「学研災付帯学生生活総合保険」加入についてのお知らせ

(略称：「学研災付帯学総」)

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本学では、正課中・大学行事中、課外活動中（大学に事前に届け出のあるものに限る。）及び大学施設内における休憩中ならびに通学中（大学施設間移動中も含む）に発生した怪我に備え、（公益財団法人）日本国際教育支援協会『学生教育災害傷害保険（略称：「学研災」）』に、全学生が加入（大学負担）しています。

しかし、この制度は、学生本人の病気や、日常生活などにおいて他人に怪我をさせたり他人の物を壊したりした場合には適応されません。

そこで、本学では、学生生活全般に対応できる補償制度のひとつとして、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入（個人負担）を推奨しています。

なお、『学研災付帯学生生活総合保険（略称：「学研災付帯学総」）』の加入締切日は、以下の通りとなっております。補償内容の詳細などは、同封のパンフレットをご参照ください。

締切日：2025年3月31日（月）

（保険問い合わせ先：パンフレット裏面に記載 取扱代理店まで）

※2025年4月1日以降にお振込の場合は振込日翌日から補償開始となります。

※2025年4月30日以降にお申し込みの場合は、Web サイトにて保険料をご確認ください。

「学研災付帯学総」は、「学研災」では補償されない学内外における怪我や病気の治療費用実費（健康保険等の自己負担分、新型インフルエンザを含む）を補償するほか、課外事故時の賠償責任補償（アルバイト中やサークル活動中を含む）、自転車事故の高額賠償等の学生生活を24時間、365日を総合的に補償する内容（注1）となっています。

なお、「学研災付帯学総」は追加して任意で加入できる保険ですので、既に他の傷害・生命保険等に加入し、怪我や病気の補償がある場合は、重ねて加入する必要はありません。

保険の補償内容につきましては、入学手続き書類内でも案内しておりますので、合わせてご覧ください。

敬具

（注1） 正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動（クラブ活動）中、学校施設内の事故における死亡・後遺障害については本保険の対象ではなく、学研災の補償対象となります。

2024年10月作成 24TC-003529

学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険(学生教育研究賠償責任保険)の加入及び
学研災付帯学生生活総合保険(任意保険)について

本学では、学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)および学生教育研究賠償責任保険(略称「学研賠」)に、全員が加入(大学負担)しております。
なお、学研災付帯学生生活総合保険(略称「付帯学総」)は任意加入(個人負担)となります。詳細は、下記ならび別紙パンフレットをご参照ください。

【保険の種類による違い】

全学部 共通	学研災 (大学負担)	被保険者(以下:学生)本人のケガに対する補償 ※本学での教育活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害(怪我)を被った場合。
教育 人文 外国語 経済 短大	付帯賠償 学研賠 (大学負担)	学生が他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償 (対象となる交通手段: 徒歩、自転車、電車等公共交通機関に限る) ※補償範囲活動以外での通学中や日常生活における賠償責任には補償されません。
全学部 共通	付帯学総 (任意加入)	学生生活全般に対応できる補償 ※国内外で学生本人が偶然な事故により他人に怪我をさせたり、物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に対する補償。 ※学生本人が急激かつ偶然な外来の事故によって身体に障害(怪我)を被った場合。(死亡・後遺障害保険、治療費用保険) ※学生本人が病気で入院または通院した場合。(歯科疾病治療ならびに精神障害による入院、痔核・裂肛等は除く。) 他、救済者費用等保険金、育英・学資費用保険金・生活用財産保険金、借家人賠償責任保険金は、加入タイプによって異なります。

【学研災・付帯賠償・付帯学総 比較表】

補償内容	補償時間	学研災 (傷害保険)	付帯賠償	付帯学総					
		死亡保険金額最高2,000万円 +通学中等傷害危険担保特約	学研賠						
加入方法		大学にて加入 (大学負担)		任意加入 (個人負担)					
補償対象者		本学学生全員 (大学院生含む)	教育学部/文学部/外国語学部 経済情報学部/短期大学部/大学院	任意加入者					
補償対象活動範囲		正課中、学校行事中 課外活動(クラブ活動)中 通学中、学校施設間移動中	正課中、学校行事中、課外活動 (大学承認を受けたインターシップ又は ボランティア活動)中、教育実習、保育実習、 介護体験活動、及びその往復	加入タイプ別					
傷害(怪我)	死亡 後遺障害	正課・学校行事中	○	/	×				
		臨床実習中(看護のみ)				○	学研災で補償		
		学校施設内(上記以外)						○	
		課外活動中							○
		通学中・施設間移動中							
	その他日常活動	○							
	入院		正課・学校行事中		○	○			
			臨床実習中(看護のみ)				日額4,000円(180日限度) ※1日目より支払	医療機関窓口で 自己負担した 健康保険等費用	
			学校施設内(上記以外)						×
			通学・施設間移動中						
		その他日常活動	×						
	通院	正課・学校行事中			○	※通院または 入院を開始した日 から その日を含めて 60日を経過した日の 属する月の末日まで			
臨床実習中(看護のみ)		治療日数1日以上 3,000円 ~ 30万円							
学校施設内 (課外活動中を除く)				○					
通学・施設間移動中							治療日数4日以上 6,000円 ~ 30万円		
課外活動中			○						
その他日常活動	治療日数14日以上 3万円 ~ 30万円								
病気		死亡・後遺障害			×	×			
		入院		×	○				
		通院		×			※怪我の補償同様		
賠償責任		正課・学校行事中	/	○ ※対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度。		○ ※1事故につき1億円限度(国内外)			
	臨床実習中	×							
	学校施設内(上記以外)				△ クラブ活動は除外				
	課外活動中						○ ※対人賠償と対物賠償合わせて 1事故につき1億円限度		
	通学・施設間移動中							×	
その他日常活動	×								

岐阜聖徳学園大学・大学院
岐阜聖徳学園大学短期大学部
学生・保護者の皆様へ



学生総合保障制度

こども総合保険

大切なお子さまの**学生生活を24時間補償**します!

保険金支払い例

自転車で帰宅途中、人とぶつかり重傷を負わせてしまった。



【個人賠償責任補償】

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。



【育英費用補償】

授業中、生徒所有のタブレット端末、ノートパソコンを誤って落とし破損した。



【携行品損害補償】

つきまとい被害に遭い、警察に相談し防犯対策をした。



【トラブル被害対応補償】

※プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

申込締切日

2025年**3月31日**

補償期間

2025年**4月1日** 午前0時から

卒業予定年次に応じて
4年間 2029年3月31日(午後4時)まで
3年間 2028年3月31日(午後4時)まで
2年間 2027年3月31日(午後4時)まで
1年間 2026年3月31日(午後4時)まで

※申込締切日を過ぎた場合でも加入可能ですが、補償開始日と掛金または補償内容が変更となります。

学生総合保障制度 Q&A



Q 補償開始日はいつになりますか？

A 3月31日までに申込手続きが完了した場合は、補償開始日は4月1日となります。

Q 申込締切日以降も加入できますか？

A はい。2026年1月30日までご加入いただけます。この場合、掛金または補償内容が変更となります。

大切なお子さまを1日24時間、365日補償

お子さまのライフスタイルに合わせたプラン・補償をお選びください!

ご加入タイプ
団体割引5%適用

		Aプラン	Bプラン	Cプラン	
補償項目	個人賠償責任 (1事故あたり支払限度額)	国内無制限(国外3億円)	2億円	1億円	
	携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)	10万円	10万円	10万円	
	トラブル被害対応補償 (保険年度あたり支払限度額)	300万円	300万円	200万円	
	育英費用(一時金) ★	100万円	70万円	50万円	
	学業(学資)費用 (支払年度あたり支払限度額) ★	50万円	35万円	25万円	
	傷害(ケガ)補償	死亡保険金 ●■ ★	100万円	100万円	100万円
		後遺障害保険金 (障害の程度によって) ●■ ★▲	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
		入院保険金 日額(180日限度) ●■ ★▲	1,200円	1,000円	1,000円
		手術保険金(1事故あたり1回) 手術の際の入院の有無によって 上記の入院保険金(日額)の ●■ ★	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍	入院中10倍 入院中以外5倍
		通院保険金 日額(90日限度) ●■ ★▲	800円	500円	500円
	目	疾病による学業費用【学資費用】 (支払年度あたり支払限度額) ★	学業(学資)費用と同額を補償します	学業(学資)費用と同額を補償します	補償されません
		細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります	●の項目が補償対象となります
		地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】	★の項目が補償対象となります	★の項目が補償対象となります	★の項目が補償対象となります
	熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	■の項目が補償対象となります	
	特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	▲の項目が補償対象となります	
瘻の補償	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院) (60日限度)	1,200円	補償されません	補償されません	
保険期間4年間(4年分の掛金)		55,450円	40,350円	24,220円	
保険期間3年間(3年分の掛金)		39,570円	28,920円	18,980円	
保険期間2年間(2年分の掛金)		24,430円	17,960円	13,110円	
保険期間1年間(1年分の掛金)		12,000円	8,910円	7,390円	

※各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償対象となる補償項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「補償されません」と記載されている場合は補償対象となりません。

※各プランの保険金額、掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者20名以上100名未満の場合の団体割引を適用したものです。

※補償開始日時時点で20名未満の場合には、保険金額が変更となります。詳細はパンフレットをご確認ください。

※ご案内している保険商品の算出基準である保険料(加入者数20名未満の団体における保険料)に対しての割合を示します。適用される割引率は前年度の加入者数等に依りて決定します。

※次の職業に継続的に従事している生徒・学生の方で、ご加入を検討されている場合は、事前に取扱代理店・扱者まで必ずご連絡ください。「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」

学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や登下校中のケガも補償します。

団体割引
5%
適用

主な補償内容のご案内

※補償内容の詳細は、裏面のお手続きサイトに掲載のパンフレット、または、補償概要にてご確認ください。

個人賠償責任補償



お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。

※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じることが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中（運転、ドアの開け閉め等を含みます。）やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

Check 携行品損害補償



お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額（修理費または時価額のいずれか低い金額）を補償します。（1つ10万円が限度、乗車券・通貨などは合計で5万円が限度）

※自転車など一部補償対象外の物があります。

トラブル被害対応補償



お子さまがいじめ、SNS上での誹謗中傷やストーカーなどの被害（※1）を受けて届出・相談等（※2）を行った場合に初期対策費用、カウンセリング費用、法律相談費用、弁護士費用等、訴訟関連費用を補償します。対象となる被害の内容、各費用の支払条件や支払限度額等は補償概要をご確認ください。

（※1）初年度契約で、「いじめ」・「名誉損またはプライバシーの侵害」・「ストーカー被害」については、届出・相談日が補償期間の開始日を含めて90日以内であるときは補償の対象となりません。
（※2）弁護士等への法律相談の申込・委任、警察への届出・告訴状の提出、いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談をいいます。

育英・学業（学資）費用補償

扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

傷害（ケガ）補償

授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

疾病による学業（学資）費用補償

扶養者の方が補償期間中に病気を発病しなくなった場合に補償します。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象となりません。

細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したのものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

地震・噴火・津波補償

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどを行った場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

熱中症補償

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症（一类～三类感染症等）（注）を発病した場合に補償します。補償の対象となる補償項目については、プラン表でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。
（注）「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

病気の補償

お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。

疾病入院医療保険金

1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。

スマホやネットで簡単申込!

【お手続きの流れ】

STEP 1 お手続きサイトにアクセス
スマートフォンやタブレット、パソコンなどから以下の二次元コード、または、URLよりアクセスしてください。

補償期間 4年間 2029年3月卒業予定者	補償期間 3年間 2028年3月卒業予定者	補償期間 2年間 2027年3月卒業予定者	補償期間 1年間 2026年3月卒業予定者
			
https://www.aig.co.jp/sonpo/fs/s0082304-25	https://www.aig.co.jp/sonpo/fs/s0083041-25	https://www.aig.co.jp/sonpo/fs/s0083033-25	https://www.aig.co.jp/sonpo/fs/s0083025-25

STEP 2 プラン選択お申込み



STEP 3 クレジットカード決済



この悩み、
誰に相談したら...



**ご加入すると
ご利用いただけるサービス**

お悩みに応じた
窓口
おつなぎします!



精神的に
つらく、話を聞いて欲しい

トラブルへの
対処法を知りたい

今の治療法の
セカンドオピニオンを
聞きたい

健康上の
不安を専門家に相談したい

どんな悩みも
まずは
こちらに!



**みんなの
相談
ダイヤル**

**メンタルケア
カウンセリングサービス**

弁護士相談サービス

**セカンドオピニオン
アレンジサービス**

ハロー健康相談24

※受付電話番号やご利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

■ 取扱代理店・扱者

株式会社 中央保険プラザ

TEL : 058-214-6170

FAX : 058-214-6188

〒500-8465 岐阜県岐阜市加納寿町4丁目1番地
加納寿ビル2A

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

学校契約センター

TEL : 076-443-8740

【受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始を除く】
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

- このチラシは保障制度(保険)の概要をご説明したものです。ご加入の際は、お手続きサイトに掲載のパンフレット、補償概要、重要事項説明書を必ずご一読ください。
- この制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

学生・保護者の皆さまへ

岐阜聖徳学園大学/大学院
岐阜聖徳学園大学短期大学部

【学生総合保障制度】ご加入についてのお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じます。

この度は、ご入学、ご進級を心よりお喜び申し上げます。

さて、新学期が始まるにあたり、本学では【学生総合保障制度】へのご加入をお勧めします。

<お勧めする理由>

- ・岐阜県では令和4年4月1日より岐阜県自転車条例が施行され、令和4年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されました。日常生活における法律上の損害賠償責任をしっかりと補償します。万一の自転車事故での高額賠償に備え、ご加入をお勧めします。
- ・昨今ニュース等でも話題になっているSNS上での誹謗中傷、ストーカーなどの嫌がらせ被害を受けた際、弁護士・臨床心理士への相談費用や、解決のための対策費用等を補償します。
- ・学校で使用する身の回り品の破損について補償が受けられます。
- ・この保険では「メンタルケアカウンセリングサービス」「ハロー健康相談24」などの付帯サービスを利用することが出来ますので、慣れない学生生活や体調についてのご相談などが受けられます。

又、この制度は学内だけではなくご友人とのレジャーやサークル活動でのケガの補償など、日常生活24時間対象となりますのでご検討くださいませ。

詳しい内容はパンフレットをご参照ください。

ご不明な点はパンフレット裏面の保険代理店 株式会社中央保険プラザまでお問い合わせください。

敬具

締切日:2025年3月31日

※申込みのスタートは2025年2月1日からとなります

補償概要

この補償概要は保険金支払いに関する主な場合を記載しています。ご加入のプランによってセットされている補償(給付項目、特約をいいます。以下、同様とします。)が異なりますので、パンフレット・加入者証等でご加入プランの補償内容をご確認ください。

この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

保険約款は弊社ホームページ (URL : <https://www.aig.co.jp/sonpo>) でご確認いただけます。なお、約款集の送付を希望される場合は、ご加入後に郵送される加入者証記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご不明な点につきましては、パンフレット・加入者証等に記載のお問い合わせ先または弊社までお問い合わせください。

引受保険会社 **AIG損害保険株式会社**

【用語のご説明】 補償概要中の主な用語は、下記をご覧ください。

	用語	説明
あ	医師	被保険者が医師である場合には、被保険者以外の医師をいいます。
	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	継続契約	病気等を補償する同一の特約を連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。ただし、直近で在籍していた学校においてもAIG損保の保険契約に加入されていた場合に、同一日での継続でなくとも継続契約とみなせる場合があります。
け	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)こども総合保険の次の保険金については、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・後遺障害追加支払・入院・手術・通院・傷害医療費用・入院一時金・救済者費用】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	支払対象期間	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から支払対象期間終了日(注)までの期間をいいます。 (注)加入者証記載の学業費用補償の終期をいいます。
	支払年度	学業費用補償において、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から1年以内に到来する支払対象期間終了日(注)の応当日までをいい、支払対象期間が1年を超える場合、次年度以降については、支払対象期間終了日(注)の応当日から順次1年間ずつをいいます。 (注)加入者証記載の学業費用補償の終期をいいます。
た	重度の後遺障害	後遺障害の程度が普通保険約款別表に定める割合で100%のもの(同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、普通保険約款または特約に定める規定により、100%に認定されるもの)をいいます。 例:両眼の失明、咀嚼くおよび言語の機能の全廃…など
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	初年度契約	各特約において、その特約を初めてセットした契約をいいます。また、継続契約に該当しない契約も含みます。
た	同一の病気	次のいずれかに該当する場合をいいます。(後の病気は前の病気と同一の病気とみなします。) ・入院が終了した日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合 ・入院をしなかった場合は、病院等でその病気の治療を最後に受けた日からその日を含めて180日以内に、再びその病気の入院治療が必要になった場合
	特定感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症から三類感染症および指定感染症(注)をいいます。なお、一類感染症から三類感染症には以下のような感染症があります。(2023年5月現在) エボラ出血熱、結核、SARS、O157感染症、コレラ、細菌性赤痢、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9亜型に限ります。) (注)政令により一類感染症から三類感染症までと同程度の措置が講じられる場合に限ります。
は	配偶者	婚姻の相手方をいいます。なお、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方、および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(ただし、これらの事情・状態にあることを、書面などにより確認できる場合に限ります。)
	発病	医師の診断による発病の時をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	扶養者	お子さま(被保険者)の生活費および学業費用を負担して生計を支えている親権者で、保険加入時にご指定いただいた方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険年度	①保険期間に1年未満の端日数がない場合 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から順次1年間ずつをいいます。 ②保険期間に1年未満の端日数がある場合 初年度については保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

こども総合保険

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

傷害補償（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

■保険金をお支払いする場合

死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。

(注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。

(注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

後遺障害追加支払保険金

後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過し、かつ被保険者が生存されている場合、後遺障害保険金としてお支払いした額にご加入の追加支払倍数を乗じた額をお支払いします。

(注)セットされている場合には、追加支払倍数を乗じた保険金額を後遺障害追加支払保険金額として表示しています。

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象)

(※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。

手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合

[入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合

[入院保険金日額×5]

熱中症危険補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

急激かつ外来の日射または熱射による身体障害に対して、以下の【対象となる保険金】のうちご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。

【対象となる保険金】

特定感染症補償（国内外補償）・葬祭費用セット

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。)

また、被保険者が、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日以内に亡くなったことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(300万円限度)

特定感染症補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、後遺障害追加支払保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。なお、【入院保険金支払限度日数短縮特約】または【通院保険金支払限度日数短縮特約】がセットされている場合であっても、この特約に基づく入院保険金または通院保険金の支払限度日数は短縮されません。)

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

傷害医療費用補償（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

■保険金をお支払いする場合

被保険者がケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。(1事故につきご加入の保険金額限度)

●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費

●入退院・転院のための交通費

入院一時金（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

■保険金をお支払いする場合

【傷害補償】の入院保険金をお支払いする場合で、1泊2日以上入院したときにご加入の保険金額の全額をお支払いします。(1事故につき1回限度)

被害事故補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が犯罪行為(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為で、警察署に届け出た場合)またはひき逃げ事故により、事故日を含めて180日以内に死亡または後遺障害(別途定める第1級～第4級)が生じた場合、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

次の損害額を、保険の約款に定める算定基準により算出してお支払いします。

(1事故につきご加入の保険金額限度)

●死亡の場合:葬儀費・逸失利益・精神的損害・臨時費用(※)・その他の損害

●後遺障害の場合:逸失利益・精神的損害・将来の介護料・臨時費用(※)・その他の損害

(※)臨時費用は1回の被害事故につき、死亡10万円、後遺障害2万円を限度とします。

ストーカー行為等被害費用補償（国内のみ補償）

■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が、つきまとい等の行為またはストーカー行為(以下、ストーカー行為等といいます。))を受けたことを原因として危険または不安などを覚え、警察または検察庁にストーカー行為等の規制等に関する法律に基づいて警告・援助の申し出または告訴を行い受理された場合に、受理日を含めて90日前から受理日を含めて1年を経過した日までの期間中に、被保険者またはその親族が被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な費用をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)

お支払いする保険金

次の費用の額をお支払いします。

●ストーカー行為等を証明する事を目的としたカメラ、ビデオカメラ、テープレコーダーなどの費用

●迷惑電話を避けるための多機能電話設置などの費用

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。))した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※2))

(※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。

(※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。

(※3)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

●故意または重大な過失

●自殺行為、犯罪行為または闘争行為

●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中に被ったケガ

●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)

●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)

●妊娠・出産・早産

●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの

●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)

●特に危険な運動中のケガ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)

●戦争・革命・内乱・暴動

●放射線照射・放射能汚染

…など

【傷害補償】(死亡・後遺障害・後遺障害追加・入院・手術・通院)の保険金

■保険金をお支払いしない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合)

●次の事由により発病した特定感染症

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為、闘争行為

③地震・噴火またはこれらによる津波

④戦争・革命・内乱・暴動

⑤放射線照射・放射能汚染

…など

●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(初年度契約の場合)

●次の事由により発病した特定感染症

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為、闘争行為

③地震・噴火またはこれらによる津波

④戦争・革命・内乱・暴動

⑤放射線照射・放射能汚染

…など

●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用

(注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。

■保険金をお支払いしない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

■保険金をお支払いしない主な場合

【傷害補償】の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

(注)損害賠償金や他の給付金(犯罪被害者等給付金など)がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

●故意または重大な過失

●自殺行為、犯罪行為、闘争行為

●地震・噴火またはこれらによる津波

●被害事故のほう助、容認、誘発

●戦争・革命・内乱・暴動

●放射線照射・放射能汚染

…など

●緊急時のための各種防犯機器の費用

●ストーカー行為等への対応について弁護士に相談した費用

●その他引受保険会社が認めた、ストーカー行為等から被保険者の安全または平穏を守ることを目的として負担した必要かつ有益な費用

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた費用など

●故意または重大な過失

●自殺行為、犯罪行為、闘争行為

●心神喪失

●ストーカー行為等のほう助、容認、誘発

●初年度契約の場合に、保険期間の開始時より前に発生または警察・検察庁へ申し出・告訴したストーカー行為等を原因とする費用

…など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

救護者費用等補償（入院条件3日型）（国内外補償）・細菌性食中毒補償セット

■保険金をお支払いする場合
被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。
(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)
●搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合
●被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または3日以上続けて入院した場合
お支払いする保険金
次の費用の額をお支払いします。
●捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用
●現地までの救護者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度)
●救護者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度)
●現地からの移送費用
●救護者の渡航手続費および救護者または被保険者が現地において支出した交通

費、通信費、遺体処理費などの諸雑費(日本国外20万円、日本国内3万円限度)
■保険金をお支払いしない主な場合
次の事由によって生じた費用
●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為、闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)
●原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中の事故
●脳疾患、病気または心神喪失
●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
●地震・噴火またはこれらによる津波
●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
●特に危険な運動中のケガ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など)
●戦争・革命・内乱・暴動
●放射線照射・放射能汚染

…など

こども捜索費用補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
親権者またはその配偶者と同居し扶養されている小学生以下の被保険者が保険期間中に行方不明となり、警察に所定の「捜索願」が受理された場合に、「捜索願」提出後180日以内に保険契約者、親権者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。(保険年度ごとに、300万円限度)
お支払いする保険金
捜索に関わる次の費用の額をお支払いします。
●ポスター・ビラなどの作成、新聞広告に関する費用

●探偵事務所などに依頼した場合の費用:100万円限度
●諸雑費(謝礼を除きます。):50万円限度
(注)被保険者のために要求された身代金またはその他これに準ずる財物は含みません。
■保険金をお支払いしない主な場合
●故意または重大な過失によって生じた費用
●行方不明となった時、被保険者が親権者またはその配偶者と同居していない場合や親権者に扶養されていない場合

育英費用補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。(注1)同種の補償・特約をセットしたご契約が他にもある場合には、それぞれのご契約のうち最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払いの限度額となります。(注2)「育英費用補償」は、次の場合に効力を失います。
・育英費用保険金をお支払いした場合
・被保険者が独立して生計を営むようになった場合
・被保険者が扶養されなくなった場合
■保険金をお支払いしない主な場合
次の事由によって生じたケガなど
●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)
●原動機付自転車の無資格運転・酒

気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
●妊娠・出産・早産
●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)
●戦争・革命・内乱・暴動
●放射線照射・放射能汚染
●扶養者が死亡または重度の後遺障害状態となった時に、被保険者を扶養していない場合

…など

学業費用補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。
①学資費用保険金
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費など

(注)支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
②進学費用保険金
・被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金など)
(注)支払対象期間を通じてご加入の進学費用保険金額を限度とします。
■保険金をお支払いしない主な場合
「育英費用補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

学業費用補償・進学費用対象外（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
扶養者がケガにより事故日を含めて180日以内に死亡または重度の後遺障害状態となり被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実

習費、体育費、施設設備管理費など
(注)支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
■保険金をお支払いしない主な場合
「育英費用補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」に同じ

疾病による学業費用補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
扶養者が保険期間中に発病(※)した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。
①学資費用保険金
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費など
(注)支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
②進学費用保険金
・被保険者が進学する学校に納付する上記学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金など)
(注)支払対象期間を通じてご加入の進学費用保険金額を限度とします。
(※)発病について
●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。
●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に死亡した場

合については、保険金をお支払いします。
■保険金をお支払いしない主な場合
次の事由によって発病した病気など
●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)
●原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中の事故
●妊娠・出産・早産
●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)
●戦争・革命・内乱・暴動
●放射線照射・放射能汚染
●扶養者が死亡した時に、被保険者を扶養していない場合

…など

疾病による学業費用補償・進学費用対象外（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合
扶養者が保険期間中に発病(※)した病気で死亡したことにより被保険者が扶養されなくなる場合に、被保険者が支払対象期間中に負担した次の費用をお支払いします。
・被保険者が在学または進学する学校に毎年納付する授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費など
(注)支払対象期間中の支払年度ごとに、ご加入の学資費用保険金額を限度とします。
(※)発病について
●継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。
●保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に死亡した場
合については、保険金をお支払いします。
■保険金をお支払いしない主な場合
次の事由によって発病した病気など

●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為または闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)
●原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中の事故
●妊娠・出産・早産
●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)
●戦争・革命・内乱・暴動
●放射線照射・放射能汚染
●扶養者が死亡した時に、被保険者を扶養していない場合

…など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

生活用財産補償（国内のみ補償）

■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が所有する生活用財産に偶然な事故による損害が発生した場合、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)
(※)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
(注1)生活用財産に含まれない主な物は次のとおりです。
●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物
●船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン … など

学校管理下財産補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が自宅敷地外において携行している被保険者所有の身の回り品に、学校の管理下(学校の授業中、在学中、教育活動行事への参加中、登下校中)で偶然な事故による損害が発生した場合、身の回り品1つ(1組または1対)あたり10万円またはご加入の保険金額のいずれか低い額(乗車券等、通貨等は合計5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)
(※)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
(注1)身の回り品に含まれない主な物は次のとおりです。
●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、動物、植物、データなどの無体物
●船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン … など

携行品損害補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、住宅外で携行している身の回り品に偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券等、通貨等は合計5万円)を限度として、時価額(※)で算定した損害の額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。(保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度)
(※)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
(注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。
●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、補聴器、動物、植物、データなどの無体物
●船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 … など

個人賠償責任補償（国内外補償）・個人賠償責任補償条項の一部変更・受託品賠償責任補償

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物(情報機器などに記録された情報を含みます。)に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故
●日常生活に起因する事故
●受託品(被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物をいいます。)については、本人の住宅内に保管している間、または一時的に住宅外に持ち出している間の事故により生じた損壊などに限ります。
(※)電車・モルレルなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。

お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。
●損害賠償金(1事故につきご加入の個人賠償責任保険金額限度。ただし、情報機器などに記録された情報の滅失などに限る損害については、個人賠償責任保険金額または500万円のいずれか低い金額が限度)
●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)(注1)受託品に含まれない主な物は次のとおりです。
●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、動物、植物、データなどの無体物
●スカイダイビング、ハングライダー搭乗、ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山など、特に危険度の高いスポーツを行っている間の、そのスポーツに使用する用具 … など

(注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、受託品についての損害賠償金は、その受託品の時価額(※)を超えないものとします。
(注3)受託品にかかる損害賠償責任を除き、この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士への選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。
(注4)学校の管理下中やクラブ活動中、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象となりません。
(※)受託品と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。

研修・奉仕活動中受託物賠償責任補償（国内のみ補償）

■保険金をお支払いする場合

日本国内において加入者証記載の被保険者(以下、本人)または親権者が、研修・奉仕活動(※1)中に使用または管理する目的で受託した財物(研修・奉仕活動(※1)中に行う作業の対象物または仕事の目的物を含みます。))を、研修・奉仕活動(※1)中の偶然な事故により壊したり盗まれたりして、この補償の被保険者(※2)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。
(※1)日本国内において行う次の活動をいいます。
●インターンシップ(資格・免許の条件となるものを除きます。)
●介護体験活動、教育実習、保育実習
●ボランティア活動(社会奉仕を目的とした団体、学校、PTAなどを通じて行う活動に限ります。)
(※2)被保険者の範囲は、本人・本人の親権者およびその他の法定の監督義務者(法定の監督義務者については、本人に対する監督義務に関する事故に限ります。)となります。

お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。
●損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)
●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)(注1)受託品に含まれない主な物は次のとおりです。
●通貨、貴金属、宝石、書画、美術品、動物、植物、データなどの無体物
●船舶(ヨット・モーターボート等を含みます。)、自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、自転車、危険な運動中のその用具、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン … など

(注2)自己負担額(1回の事故につき、盗難の場合3万円、火災・落雷・破裂・爆発の場合0円、その他の場合1万円)があります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害
●故意または重大な過失
●地震・噴火またはこれらによる津波
●台風、暴風、洪水、豪雨などの風水災
●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥
●修理、調整作業上のミス
●電気的事故、機械的事故
●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難
●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない/外観のみの損傷 … など

ます。)、原動機付自転車、自転車、危険な運動中のその用具 … など
(注2)自己負担額(1事故につきご加入の1,000円または3,000円)があります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害
●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為、闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中の事故
●地震・噴火またはこれらによる津波
●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥
●電気的事故、機械的事故
●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難
●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない/外観のみの損傷 … など

(注2)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害
●故意または重大な過失
●自殺行為、犯罪行為、闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中の事故
●地震・噴火またはこれらによる津波
●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥
●電気的事故、機械的事故
●置き忘れ・紛失およびこれらの後の盗難
●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない/外観のみの損傷 … など

現在の価値として算出した金額をいいます。

被保険者の範囲

①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)
②本人の親権者
③本人の配偶者
④①から③までの同居の親族
⑤①から③までの別居の未婚の子
⑥本人が未成年者または未成年無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。
⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害
●故意
●地震・噴火またはこれらによる津波
●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)(遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
●職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。))の用に供される財産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任
●心神喪失による損害賠償責任
●同居の親族に対する損害賠償責任 … など

<受託品にかかわる保険金をお支払いしない主な場合>

上記に加えて、次の事由によって生じた損害
●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取
●自殺行為、犯罪行為、闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中の事故
●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥
●電気的事故、機械的事故
●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または本来の用途以外に使用したこと … など

(注2)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。なお、損害賠償金は、受託物の時価額(※)を超えないものとします。

(注3)被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。
(注4)自己負担額(1事故につき5,000円)があります。
(※)保険の対象と同等の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害
●故意
●自殺行為、犯罪行為、闘争行為
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用している運転中の事故
●地震・噴火またはこれらによる津波
●自然の消耗またはさび、変質、変色、欠陥
●電気的事故、機械的事故
●職務の用に供される財産または不動産の所有・使用・管理に起因する賠償責任
●被保険者以外の者に転貸されている間の損壊、盗取
●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任
●心神喪失による損害賠償責任
●同居の親族に対する損害賠償責任 … など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

借家人賠償責任補償（国内のみ補償）

■保険金をお支払いする場合

日本国内において被保険者が借用または使用する被保険者住所の借用戸室を、被保険者の責めに帰すべき事故によって損壊し、借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

- 損害賠償金（1事故につきご加入の保険金額限度）
- 訴訟・弁護士費用など（お支払いできる額に条件が適用される場合があります。）（注1）損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。（注2）この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談

または調停もしくは訴訟の手續（弁護士の選任を含みます。）は原則として引受保険会社で行います。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 心神喪失による損害賠償責任
- 借用戸室の改築、増築、取りこわしなどの工事
- 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任

…など

病気死亡見舞金（葬祭費用補償・傷害補償対象外）（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

保険期間開始後（※）に発病した病気が原因で、被保険者が保険期間中に死亡した場合、または保険期間中の発病により発病日を含めて180日以内に死亡した場合に、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。（ご加入の保険金額限度）

（※）継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後を行います。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した病気

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

疾病入院医療保険金（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間開始後に病気を発病（注1）し、保険期間中に1泊2日以上入院を開始した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1回の入院（注2）につき60日限度）

- （注1）発病について
- 継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。
- 保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に発生した入院については、保険金をお支払いします。（注2）同一の疾病治療を目的として退院日を含めて180日以内に開始した入院については1回の入院とみなします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した病気など

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- アルコール・薬物依存
- 妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩はお支払いします。）
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

疾病手術医療保険金（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間開始後に病気を発病（注1）し、保険期間中に所定の手術（放射線治療を含みます。）（注2）を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。

- ①入院中に受けた手術の場合
[疾病入院医療保険金日額×10]
 - ②①以外の手術の場合
[疾病入院医療保険金日額×5]
- （注1）発病について
- 継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。
 - 保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に受けた手術については、保険金をお支払いします。

（注2）同日に複数回手術を受けた場合などは、お支払い額の高い手術1回分とします。放射線治療については、最後に放射線治療を受けた日から60日以内に受けたものについては、お支払いできません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した病気など

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- アルコール・薬物依存
- 妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩はお支払いします。）
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

疾病入院療養一時金（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間開始後に病気を発病（注1）し、継続して60日以上入院が必要と保険期間中に医師に診断された場合に、ご加入の保険金額をお支払いします。（同一の病気につき、保険期間（注2）を通じて1回限度）

- （注1）発病について
- 継続契約の場合は、この補償をセットして継続されてきた最初の保険期間開始後の発病をいいます。
- 保険期間開始前に発病した病気でも、保険期間開始から1年経過後に行われた診断などについては、保険金をお支払いします。（注2）この保険契約が継続契約の場合には、継続されてきた各保険契約の保険期間を含みます。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した病気など

- 故意または重大な過失
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- アルコール・薬物依存
- 妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩はお支払いします。）
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

トラブル被害対応補償（国内のみ補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が次のいずれかの被害を受けて届出・相談等（※1）を行った場合に負担した費用をお支払いします。（※2）（各費用の合計額について、保険年度ごとに、ご加入の保険金額限度）

- ①いじめ
 - ②名誉き損またはプライバシーの侵害
 - ③ストーカー行為
 - ④性犯罪行為
 - ⑤行方不明
 - ⑥他人の暴力行為または不当な身体の拘束
 - ⑦自転車事故
 - ⑧消費者被害（※3）
- （※1）「届出・相談等」とは、日本国内での次のいずれかの行為をいいます。
ア. 警察への届出・告訴状の提出
イ. 弁護士等への法律相談の申込・委任
ウ. いじめに関する臨床心理士・公認心理師への相談
- （※2）届出・相談日（届出・相談等を最初に行った日）が保険期間中である場合に限ります。
（※3）5万円以上の物品・サービスを購入したことに関する被害に限ります。
- お支払いする保険金**
次の費用の額をお支払いします。
- 初期対策費用：次のいずれかの費用（※1）（保険年度ごとに10万円限度）
ア. ②から⑥までの被害への対策のための、住宅への防犯装置の設置・住宅改造またはドアロックの交換の費用
イ. ⑤の被害による被保険者の捜索に伴う、ポスター・ビラ作成または探偵への依頼等の費用
ウ. ①から⑥までの被害による転校に伴う、制服・体操服・鞆・教材等の購入費用（学校から購入指示があったもの）または入学金
 - カウンセリング費用：臨床心理士・公認心理師にカウンセリングを受けたことにより発生

した費用（※2）（保険年度ごとに10万円限度）

- 法律相談費用：法律相談を行ったことにより発生した費用（※2）（※3）（保険年度ごとに10万円限度）
 - 弁護士費用等：弁護士等への委任費用、和解等のために必要とした費用（※3）（※4）
 - 訴訟関連費用：訴訟のために必要とした、訴訟費用・弁護士等への委任費用等（※3）（※4）（※5）
- （※1）届出・相談日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。
（※2）届出・相談日を含めて365日以内に発生した費用に限ります。
（※3）事前に当会社の同意を得た場合に限ります。
（※4）届出・相談日を含めて3年以内に弁護士等への委任が開始された場合に限ります。
（※5）弁護士等が出席の上で相手方当事者と示談交渉を試みたものの解決が得られない場合に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

- 故意または重大な過失
- 自殺行為（被害を原因とする自殺については、保険金をお支払いします。）、犯罪行為、闘争行為
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- ストーカー行為のほう助、容認、誘発
- 親族から受けた被害
- ①から③までの被害について、初年度契約の場合に、届出・相談日が保険期間の開始日を含めて90日以内であるときの費用
- ④から⑧までの被害について、被害が発生した時が初年度契約の保険期間の開始時より前であるときの費用
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

ご加入のプランによって補償内容が異なります。この書面に記載の補償がすべてセットされているわけではありませんのでご注意ください。

自転車総合保険（個人型）

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

傷害補償（国内のみ補償）・被保険者1名限定特約セット

■保険金をお支払いする場合

死亡保険金

日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。

●自転車に乗っている間のケガ

●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ

(注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から差し引いてお支払いします。

後遺障害保険金

日本国内において被保険者が次のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。

●自転車に乗っている間のケガ

●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ

(注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

通院保険金（国内のみ補償）・被保険者1名限定特約セット

■保険金をお支払いする場合

通院保険金

日本国内において被保険者が次のケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度(※2))

●自転車に乗っている間のケガ

●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ

(※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固

入院保険金

日本国内において被保険者が次のケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内(※)の入院が対象)

●自転車に乗っている間のケガ

●運行中の他の自転車との衝突・接触によるケガ

(※)入院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、入院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の入院のうち45日を限度とします。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

●故意または重大な過失

●自殺行為、犯罪行為または闘争行為

●戦争、革命、内乱、暴動

●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

●地震・噴火またはこれらによる津波

…など

定するためにギブスなど(※3)を常時装着した状態をいいます。

(※2)通院保険金支払限度日数短縮特約がセットされた場合、通院保険金をお支払いする日数は、事故日を含めて180日以内の通院のうち45日を限度とします。

(※3)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

■保険金をお支払いしない主な場合

「傷害補償」の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ

普通傷害保険

補償概要中の主な用語は【用語のご説明】をご覧ください。

傷害補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

死亡保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご加入の保険金額の全額をお支払いします。

(注)同一保険年度に生じた事故によるケガに対して、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を保険金額から控除してお支払いします。

後遺障害保険金

被保険者がケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご加入の死亡保険金額の4%～100%をお支払いします。

(注)お支払いする保険金は、同一保険年度ごとに合算し、ご加入の死亡保険金額が限度となります。

入院保険金

被保険者がケガにより入院した場合に、[ご加入の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)

手術保険金

被保険者がケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度)

①入院中に受けた手術の場合

[入院保険金日額×10]

②①以外の手術の場合

[入院保険金日額×5]

通院保険金

被保険者がケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご加入の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含め

て180日以内の通院のうち90日限度)

(※1)骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギブスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。

(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じたケガなど

●故意または重大な過失

●自殺行為、犯罪行為または闘争行為

●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ

●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)

●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)

●妊娠・出産・早産

●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

●地震・噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償がセットされている場合は除きます。)

●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)

●戦争・革命・内乱・暴動

●放射線照射・放射能汚染

…など

個人賠償責任補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が、次の偶発な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

●本人(加入者証記載の被保険者)の居住のための住宅の所有・使用・管理に起因する事故

●日常生活に起因する事故

(※)電車・モルレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。

お支払いする保険金

次の賠償金や費用の額をお支払いします。

●損害賠償金(1事故につきご加入の保険金額限度)

●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。

(注2)被害者からの損害賠償請求に対して、保険会社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことはできませんが、その解決にあたるための助言、協力を行います。

(注3)学校の管理下中やクラブ活動中に、定められた指示やルールに従っている間に発生した事故については、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、その場合補償の対象なりません。

被保険者の範囲

①本人(加入者証記載の被保険者をいいます。)

②本人の親権者

③本人の配偶者

④①から③までの同居の親族

⑤①から③までの別居の未婚の子

⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限ります。

⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって生じた損害

●故意

●地震・噴火またはこれらによる津波

●職務・アルバイト業務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)

●自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。)、原動機付自転車、船舶、航空機などの所有・使用・管理による損害賠償責任

●心神喪失による損害賠償責任

●同居の親族に対する損害賠償責任

●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任

…など

特定感染症補償（国内外補償）・葬祭費用セット

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)

また、被保険者が、特定感染症が原因で、発病日を含めて180日以内に亡くなったことにより、ご契約者または被保険者の親族が実際に負担した葬祭費用をお支払いします。(300万円限度)

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

特定感染症補償（国内外補償）

■保険金をお支払いする場合

被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したことにより生じた後遺障害、入院、通院に対して、それぞれ後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金のうち、ご加入のプランにセットしている保険金をお支払いします。(各保険金をお支払いする場合の要件は、傷害補償と同様です。)

■保険金をお支払いしない主な場合

次の事由によって発病した特定感染症

●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットした

●保険期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症(この特約を初めてセットしたご契約の場合)

●次の事由により発病した特定感染症

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為、闘争行為

③地震・噴火またはこれらによる津波

④戦争・革命・内乱・暴動

⑤放射線照射・放射能汚染

…など

ご契約の場合)

●次の事由により発病した特定感染症

①故意または重大な過失

②自殺行為、犯罪行為、闘争行為

③地震・噴火またはこれらによる津波

④戦争・革命・内乱・暴動

⑤放射線照射・放射能汚染

…など

団体契約加入者用 重要事項説明書

2018年1月1日以降保険始期契約用
2024年9月版

(注) 加入依頼書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

AIG損害保険株式会社

この書面では、こども総合保険、普通傷害保険、自転車総合保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」など)についてご説明しています。事前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

「自動更新のご案内」または「継続のご案内」をお受け取りになったお客さまはご契約の更新(継続)前に必ず、この書面の文言を以下のとおり読み替えてご確認ください。
◆「お申し込み」「お申込み」「申込」→「更新」または「継続」
◆「パンフレット」→「自動更新のご案内」または「継続のご案内」、および「補償概要」

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

お申込みに際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください

お申込みの内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。

この書面は、お申込みに関するすべての内容を記載しているものではありません。ご契約者である団体にお渡しする「保険の約款」によりますが、ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。



このマークに記載の項目は、「重要事項説明書の補足事項」(*)に記載されています。

(※)「重要事項説明書の補足事項」は、弊社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

- 加入依頼者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

1 契約申込前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み

契約概要

- この保険は、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガ(骨折、やけどなど)をした場合などに、保険金をお支払いします。
- この保険は団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体保険契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は契約者である団体が有します。加入される保険の名称、ご契約者となる団体名等につきましては、パンフレット・加入依頼書などをご参照ください。
- 基本となる補償およびセットすることができる主な特約(任意セット特約)はパンフレットにてご確認ください。

(2) 補償内容等

① 補償内容

契約概要

注意喚起情報

[保険金をお支払いする主な場合] [保険金をお支払いしない主な場合]、および特約の詳細については、パンフレットにてご確認ください。

② 補償の重複

注意喚起情報

育児費用補償、個人賠償責任補償、携行品損害補償などのお申込みにあたっては、補償内容が同様の保険契約(この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、お申し込みください。

なお、パンフレットに記載の各プラン(特約の組み合わせ)の内容を変更(一部の特約の追加・削除)してのご契約はできませんので、ご了承ください。

(注) 1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更など)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

③ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

お客さまが実際にお申込みになる保険期間については、パンフレットにてご確認ください。

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下の要素によって決定されます。お客さまが実際にお申込みになる保険料については、パンフレットなどにてご確認ください。

- 保険金額 ●保険期間 ●仕事の内容 ●保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

保険料の払込方法は、パンフレットにてご確認ください。

(4) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約申込時におけるご注意事項

(1) 被保険者となる方の職業について

- お申込み時に、「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事される方は、取扱代理店または扱者までご連絡ください。
- 職業が次の「お引受けできない職業」に該当する場合には、ご契約をお引受けできません。

お引受けできない職業

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、職業スポーツ家、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘さく工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ピザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜水工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

(2) クーリングオフ

注意喚起情報

ご契約のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 契約申込後におけるご注意事項

(1) ご連絡いただきたい事項

お申込み後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

- ① 加入者証記載の住所・電話番号を変更した場合
- ② 転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合
- ③ 「自動車運転者」「建設作業員」「農林漁業作業員」「採鉱・採石作業員」「木・竹・草・つる製品製造作業員」のうち、いずれかの職業に継続的に従事されるようになった場合
- ④ 特約の追加など、契約条件を変更する場合

(2) 脱退(解約)時の返還保険料(解約返戻金)

契約概要

注意喚起情報

ご加入後、保険契約より脱退(解約)される場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料(解約返戻金)を返還します。
- 解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし、返還保険料(解約返戻金)は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。



(注) 解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/k/>)をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者とご契約者が異なる場合で、一定の要件に合致するときは、被保険者はご契約者に解約を求めることができます。この場合、ご契約者は解約しなければなりません。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っています。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金や解約時の返還保険料(解約返戻金)などは次の割合で補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

	保険金	解約返戻金
保険期間 1年以内の契約	100% (破綻後3か月以内の事故) 80% (破綻後3か月経過後の事故)	80%
保険期間 1年を超える契約	90% ^(※)	

(※) 保険期間が5年を超える契約で、主務大臣の定める率より高い予定利率を適用している契約については、90%から追加で引き下げられることがあります。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。
① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
④ お客さまとの取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
⑤ その他上記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

(4) 継続契約について

● 保険金請求状況や年齢、補償内容・保険料率の改定などによっては、保険期間終了後、ご契約を継続できないことや、同一の内容でご契約いただけないことがあります。

(5) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を発生させた場合
- 被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求に関して詐欺を行った場合
- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(6) 事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、「保険の約款」に定める書類のほか、「重要事項説明書の補足事項」に記載の書類などを提出いただく場合があります。

📖 事故が起こった場合の手続、代理請求人制度

その他

📖 共同保険、契約内容登録制度、加入者証の確認・保管

📖 契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

📖 の項目については、「重要事項説明書の補足事項」をご参照ください。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

- 商品・ご契約内容に関するお問い合わせは
0120-338-566 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)
- 弊社への苦情・ご不満を承る窓口は お客さまの声室
0120-246-145 (通話料無料)
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは
0120-01-9016 (通話料無料)
受付時間: 24時間365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022808 (ナビダイヤル 全国共通・通話料有料)
受付時間: 平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日および12月30日～1月4日を除きます。)

※ 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。
※ 電話リレーサービス、IP電話からは、同協会ホームページの「そんぽADRセンターの連絡先・所在地」に記載の直通番号へおかけください。

一般社団法人日本損害保険協会のお客様対応窓口で、保険業法に基づき指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。また、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

一般社団法人保険オンブズマン
03-5425-7963 (通話料有料)

受付時間: 平日 午前9時～12時、午後1時～5時
(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。
<https://www.hoken-ombs.or.jp/>

※ IP電話をご利用の場合、IP電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用にできない場合があります。

お申込み内容に関する確認について

弊社では、お客さまのご意向に沿った保険商品をご提案させていただくことに努めておりますが、ご提案した保険商品がお客さまのご意向に沿った内容であること、お申し込みいただくうえで特に重要な項目が正しく記入されていることをご確認いただいております。お手数料をおかけいたしますが、お申込みにあたり、下記の内容についてご確認いただき、ご加入いただきますようお願いいたします。なお、ご確認の結果、修正すべき点があった場合には、ご契約内容を訂正させていただきますので、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡いただけますようお願いいたします。

A 希望される主な補償や保険金額、保険期間、補償の重複、被保険者欄の記載項目などについてご確認ください。

- この保険は、ケガによる死亡・後遺障害や入院・通院などを主な補償としています。ご希望どおりであるかご確認ください。
- 「補償の内容」や「特約の内容」、「保険金額」、「保険期間」、「保険料」、「保険料の払込方法」はご希望どおりであるかご確認ください。補償内容の詳細については、パンフレットなどにてご確認ください。
(注) 「保険金額」や「保険期間」などについては、ご契約内容や弊社規定などによって、ご希望に沿えない場合もございます。
- 契約者配当金制度は、この保険には適用されません。
- 既に加入されている保険契約の一部または全てと補償が重複する場合がありますので、その保険契約の補償内容もご確認ください。
- 被保険者の「氏名」「生年月日」「性別」を正しく記入されているかご確認ください。

B 被保険者となる方の範囲についてご確認ください。

転校・転園などにより団体の構成員(会員)でなくなった場合は、補償の継続ができなくなるため、必ずご連絡ください。

お申込みの際にご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項

予防接種について

大学生活における集団生活や各実習・課外活動等において注意しなければならないことのひとつとして感染症の問題があります。

予防接種は、感染症に対する免疫を獲得し、その病気に感染することを防ぐだけでなく、罹患（病気にかったこと）^{りかん}することを防ぐことで感染症を拡大させないという重要な役割を持っています。予防接種法に基づき、国からも接種することが推奨されています。

教育学部全員と人文学部、経済情報学部の教員希望者は「健康診断の受診について」のページを参照して追加検査を受け、抗体価の結果によってはワクチンの追加接種をご検討ください。

お問い合わせ先

【経済情報学部】

岐阜キャンパス保健室 058-278-0724

hokeng@shotoku.ac.jp

【教育学部・外国語学部・人文学部・看護学部】

羽島キャンパス保健室 058-279-6257

hokenh@shotoku.ac.jp

「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

岐阜聖徳学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」を定め、これらの法律等を遵守し、個人情報を適正に取扱います。

つきましては、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）第4版（2024.11.1）」をお読みいただき、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名のうえ、学生課オリエンテーション時に他の手続書類とともにご提出ください。

なお、「個人情報の取扱いに関する同意書」の〔学籍番号〕は、学生課オリエンテーション当日に記入してください。（「個人情報の取扱いに関する同意書」をご記入の際は、「個人情報の取扱いに関する同意書（記入例）」に沿ってご記入ください。）

提出先・提出方法

学生課オリエンテーション時に提出してください。

※学籍番号は、提出時に記入してください。

問い合わせ先

岐阜聖徳学園大学（羽島キャンパス） 学長室
〒501-6194 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地
TEL : 058-279-6710 E-mail : kikaku@shotoku.ac.jp

「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）」をお読みいただき、ご提出ください。

個人情報の取扱いに関する同意書（記入例）

岐阜聖徳学園大学
学 長 様

私は、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）第4版(2024.11.1)」
に記されている個人情報の利用目的等について理解し、個人情報の取扱いに同意します。

所属(予定)「学部」又は「大学院」を記入してください。	「西暦」で日付を記入してください。
	年 月 日
学 部： _____ 学部 _____ (課程・学科)	
	_____ (専修・専攻)
大学院： _____ 研究科 _____ (専攻)	
学生課オリエンテーション当日に 学生証を確認のうえ、記入してください。	学籍番号 _____
	本人氏名（自署） _____

個人情報の取扱いに関する同意書

岐阜聖徳学園大学

学 長 様

私は、「岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて(別紙)第4版(2024.11.1)」
に記されている個人情報の利用目的等について理解し、個人情報の取扱いに同意します。

年 月 日

学 部 : _____ 学部 _____ (課程・学科)

_____ (専修・専攻)

大学院 : _____ 研究科 _____ (専攻)

学籍番号 _____

本人氏名(自署) _____

岐阜聖徳学園大学における個人情報の取扱いについて（別紙）

第4版(2024.11.1)

岐阜聖徳学園大学（大学院を含む。以下「本学」という。）は、「個人情報の保護に関する法律」等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」を遵守し、個人情報を以下のように取扱います。

1. 個人情報の定義と取扱いについて

「個人情報」とは、学生及び学生の保護者等に関する情報に含まれる特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

本学では、教育研究・学生支援等、大学運営上、必要と認められる個人情報に限り、以下の＜利用目的＞で個人情報を取扱います。

＜利用目的＞

- ・学籍管理、履修管理、成績管理、学外実習、学費情報管理等、学生等の学習支援を行うため
- ・学生生活相談、課外活動支援、奨学金管理、保健衛生管理等、学生等の学生生活支援を行うため
- ・進路指導、就職活動支援、進路就職情報管理、卒業後の追跡調査等、学生等の進路就職支援を行うため
- ・保護者等への成績表開示等、保護者等と履修、成績、進路相談を行うため
- ・入学者選抜業務、入学手続き業務のため
- ・本学及び学校法人聖徳学園が設置する各校の各種案内物送付のため
- ・学内施設、設備、備品及び物品の利用管理、保安管理のため
- ・各種証明書発行のため
- ・奨学事業を行う団体、卒業生等で組織する団体（同窓会）、学生等の保護者等で組織する団体（後援会）等に必要情報を提供するため
- ・出身高等学校へ学習状況、学生生活状況等の情報提供を行うため
- ・大学評価（自己点検評価、第三者評価、認証評価等）、各種統計調査のため
- ・教育研究、FD活動（教育の質向上に関する活動）のため
- ・その他、本学の管理・運営に関する業務に必要な事項を処理するため

2. 個人情報の管理について

個人情報は、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、漏えい・滅失・毀損等がないよう安全に管理します。

3. 個人情報の第三者への提供について

本学では、個人情報を本人の同意なしに第三者に提供することはいたしません。ただし、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第27条」及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程第15条」に定める例外については、本人の同意なしに情報を提供することがあります。

4. 個人情報の提供を伴う業務委託について

本学では、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、個人情報の取扱いを含む業務の一部を、個人情報の適切な取扱いに関する契約を締結した上で、外部の事業者へ委託することがあります。

5. 個人情報の開示請求等について

本学が保有する個人情報については、法律等及び「学校法人聖徳学園個人情報の保護に関する規程」にのっとり、本人の書面による請求により、開示、訂正又は追加等を請求することができます。

個人情報保護に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人聖徳学園（以下「学園」という。）が設置する学校法人聖徳学園寄附行為第4条に掲げる設置学校（以下「各学校」という。）並びに法人本部における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、学園及び各学校の業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）に基づく「個人番号」及び「特定個人情報」の取扱いについては、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、各学校の学生、生徒、児童及び園児（以下あわせて「在学生」という。）、在学生の保護者及び保証人、学園の役員及び職員（学園と雇用関係にあるすべてのものをいい、非常勤講師、非専任職員等を含む。以下同じ。）、並びにこれらに準ずる者（入学・入校志願者、休学・退学者、卒業者等を含む。）に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「保有個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、学園及び各学校が保有しているものをいう。ただし、文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

3 この規程において「個人情報ファイル」とは、固有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を電子計算機等を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

4 この規程において「情報主体」とは、個人情報によって識別される特定の個人（当該個人の保護者、保証人及び法定代理人を含む。）をいう。

(所属長等の責務)

第3条 理事長は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、実施するとともに、保有個人情報の管理について、これを統括する。

2 法人本部事務局長（以下「事務局長」という。）は、理事長の前項の業務を補佐し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、第5条に定める個人情報保護管理者を指導し、個人情報の保護に関連する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処する

ものとする。

- 3 各学校の所属長は、当該学校が保有する保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、所属する職員が個人情報を適正に取扱うよう指導し、それに関連する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処するものとする。

(職員の責務)

第4条 個人情報を取扱う職員は、法令及びこの規程を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、保有個人情報の正確性及び安全性の確保に努めなければならない。

- 2 個人情報を取扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 3 前項の規定は、職員がその職を退いた場合にあっても、同様とする。

(個人情報保護管理者)

第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、学園すべての管理職員をもって充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、事務局長は、特に必要と認める場合には前項に定める管理職員以外の者を、管理者に指名することができる。

- 4 管理者はこの規程の定めに従い、その所管する業務の範囲内における個人情報について、職員がこれを適正に取扱うよう指導し、監督するとともに、その取扱い並びに所管する保有個人情報の開示及び訂正等の請求に関し、これを適正に処理する責任を負う。

- 5 管理者が取扱う個人情報及び所管する保有個人情報の範囲は、各設置校事務組織規程に定める事務分掌による。

- 6 保有個人情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合は、当該管理者間の協議により、これを定めるものとする。

第2章 個人情報保護委員会

(委員会)

第6条 学園及び各学校の個人情報の保護に関する重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する基本的施策に関する事項
- (2) 管理者から保有個人情報の取扱い、開示、訂正、不服申立て等について付議された事項
- (3) 第5条第6項による管理者間の協議が調わなかった場合の取扱いに関する事項
- (4) その他、個人情報の保護に関する重要な事項

(関連機関の意見聴取)

第8条 委員会は、電子計算機等を用いて管理する個人情報の取扱いについて審議するときは、必要に応じて、岐阜聖徳学園大学情報教育研究センター運営委員会又は各学校に設けられた情報システムの管理・運営に関する委員会等の意見を聴くものとする。

- 2 前項のほか、委員会は前条に規定する事項の審議のため、関係する諸機関の意見を求めることができる。

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の委員により構成する。

- (1) 理事長
- (2) 法人本部事務局長
- (3) 学校の所属長

(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、理事長をもって充て、副委員長は、委員の互選により、選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となり、委員会の業務を統括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代行し又は委員長の職務を行う。

(運営)

第11条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、やむを得ない事由のため出席できない委員が、あらかじめ書面により自己の意思を表示して他の委員に委任した場合は、これを出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、意見を聴くものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長がこれを定める。

(幹事)

第12条 この規程に関する事務は総務部情報課が行う。

第3章 個人情報の取扱い

(取扱い及び保有の制限等)

第13条 個人情報の保有は、学園又は各学校の業務又は教育・研究活動を遂行するために必要な場合に限るものとし、取扱い及び保有にあたってはその利用目的をできる限り具体的に特定しなければならない。

- 2 個人情報は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、これを取扱い及び保有してはならない。
- 3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。また、変更された利用目的は、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 第1項の利用目的を情報主体が想定できる範囲を超えて変更する場合は、情報主体の同意を得なければならない。この場合に、本人の同意を得るために必要な範囲で行う個人情報の利用は、当初特定した利用目的に含まれていたか否かにかかわらず、行うことができる。
- 5 学園又は各学校は、合併、分校化、営業譲渡等によりほかの個人情報取扱事業者から事業を継承することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ情報主体の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。ただし、あらかじめ本人の同意を得るために個人情報を利用することは、承

継前の利用目的にない場合も、目的外利用には当たらない。

6 次に掲げる場合には、前4項5項の規定により情報主体の同意を得ることが求められる場合でも、情報主体の同意は不要である。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 学園又は各学校の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (6) 学園又は各学校が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認めるとき
- (7) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して学園又は各学校が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱うとき

(適正な取得)

第14条 学園又は各学校は、偽りその他不正の手段による個人情報を取得してはならない。

2 文書、図画及び電磁的記録に記録された個人情報を取得するとき、及び情報主体から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該情報主体の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、当該情報主体に対し、その利用目的を通知し、又公表しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき
- (2) 利用目的を情報主体に明示することにより、当該情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (3) 出版、報道等により当該個人情報がすでに公にされているとき
- (4) 法令の規定に基づくとき、又は司法手続上必要なとき
- (5) 委員会が、利用目的を明示することにより、学園又は各学校の権利又は正当な利益を害するおそれがあると認めるとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき、その他委員会が相当の理由があると認めるとき

3 第三者からの提供により個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はその他合理的な方法により、慎重に対応するように努めなければならない。

(利用及び提供の制限)

第15条 保有個人情報は、利用目的以外の目的のために利用又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の

目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し、又は提供することによって、情報主体又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定に基づくとき
- (2) 情報主体の同意があるとき
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は在学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、情報主体の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 学園又は各学校の業務又は教育・研究活動の遂行に必要な限度で保有個人情報を学園の内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき
- (6) 委員会が、情報主体以外の者に提供することが明らかに当該情報主体の利益になると認められたとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成のために保有個人情報を提供するとき、その他委員会が相当の理由があると認められたとき

3 前項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、対象とする保有個人情報の範囲をできる限り特定するものとし、個人情報のうち必要な事項に限定して利用し、又は提供しなければならない。

4 第2項第5号の場合にあっても、管理者は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該保有個人情報の利用を特定の組織単位に限るものとする。

5 管理者は、第2項により利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供するときは、その事実を記録しなければならない。

(提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 管理者は、所管する保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(正確性の確保)

第17条 管理者は、利用目的の達成に必要な範囲内で、所管する保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければならない。

(安全確保の措置)

第18条 管理者は、所管する保有個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。その際、個人情報が漏えい、滅失又はき損等をした場合に、本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人情報の取扱い状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 個人情報の安全管理のために、次に掲げる措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- (1) 責任の所在の明確化のための措置

- (2) 新たなリスクに対応するための、安全管理措置の評価、見直し及び改善に向けた監査実施体制の整備
- (3) 漏えい等に早期に対処するための体制整備
- (4) 不正な操作を防ぐための、個人データに付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
- (5) 入館（室）者による不正防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
- (6) 盗難等の防止のための措置
- (7) 情報システムから漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

(情報システムにおける管理)

第 19 条 ネットワーク管理者は、電子計算機等を用いて管理する個人情報を取扱うときは、当該個人情報の管理者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等の電子計算機等処理を担当する者、及び処理を行う場合の条件等を定めなければならない。

- 2 ネットワーク管理者は、電子計算機等を用いて管理する保有個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講じなければならない。

(委託に伴う取扱い)

第 20 条 個人情報の取扱いを含む業務を外部委託する場合は、当該契約において、個人情報の適正な取扱いについて受託者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関連して知り得た個人情報の内容を他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 個人情報の取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する適切な監督を行わなければならない。
- 4 委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも前項で求められるものと同等であることを確認するため、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人情報を取扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、管理者等が適切に評価するように努めなければならない。
- 5 委託先における委託された個人情報の取扱い状況を把握するため、定期的に監査を行う等により、適切に評価するよう努めなければならない。監査方法等については別に定める。
- 6 委託先が再委託を行おうとする場合は、委託元は委託を行う場合と同様、再委託の相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の取扱い方法等について、委託先に事前報告又は承認手続を求める、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が同条第 2 項に基づく安全管理措置を講ずることを確認するように努めなければならない。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

(外部要員の受入れに伴う取扱い)

第 21 条 前条の規定は、個人情報の取扱いを含む業務を行うため、外部から要員を受入れる場合について準用する。

第4章 個人情報ファイル

(保有等に関する事前通知)

第22条 学園の組織単位において個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該組織単位の長は、あらかじめ委員会に対し、次に掲げる事項を届出なければならない。届出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 当該組織単位の名称及び管理者の職名
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目及び個人情報ファイルに記録される情報主体の範囲
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法
- (6) 個人情報ファイルに記録された個人情報を当該組織単位以外のものに経常的に提供する場合には、その提供先
- (7) 第23条第3項の規定に基づき、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは個人情報の収集方法、又は個人情報の提供先を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨を届出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

- (1) 学園又は各学校の機密その他学園の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
- (2) 学齢簿及び指導要録、並びに在學生又は在學生であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその学業成績、学習及び健康の状況、学習及び生活指導、進路指導、学納金の納付等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（入学試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (3) 職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与、福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（職員の採用試験及び雇用契約に関する個人情報ファイルを含む。）
- (4) 専ら試験的な電子計算機等処理の用に供するための個人情報ファイル
- (5) 前項の規定による届出に係る個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該届出に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (6) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する個人情報ファイル
- (7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものと認めたもの

3 管理者は、第1項に規定する事項を届出た個人情報ファイルの保有を中止したときは、遅滞なく、委員会にその旨を届出なければならない。

(個人情報ファイル簿)

第23条 事務局長は、学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した帳簿としての「個人情報ファイル簿」を作成し、総務部情報課に備え置くものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、これを適用しない。

(1) 前条第2項第1号から第8号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定により備え置かれた「個人情報ファイル簿」掲載の個人情報ファイルに記録されている個人情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録されている個人情報の項目及び範囲等が、当該「個人情報ファイル簿」に記載された事項の範囲のもの

3 第1項の規定にかかわらず、事務局長は、個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、委員会に報告の上、個人情報ファイルに記録された項目の一部若しくは事項を個人情報ファイル簿に記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に記載しないことができる。

第5章 個人情報の開示、訂正等

(開示請求)

第24条 個人情報によって識別される特定の個人（以下「本人」という。）は、この規程に定めるところにより、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の開示又は保有個人情報の第三者提供記録の開示を請求することができる。ただし、本人の同意があるとき、又は委員会が認めたときは、当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示の請求を妨げない。

2 前項の請求（以下「開示請求」という。）にあたっては、本人であること（当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人であるときはその旨。）を明らかにし、当該開示請求に必要な事項を明記した文書（本人の同意に基づく当該本人の保護者又は保証人若しくは法定代理人による開示請求にあつては、本人の同意書を含む。）を、当該開示請求に係る保有個人情報を所管する管理者あてに提出しなければならない。

3 管理者は、開示請求を受けたときは、当該保有個人情報又は保有個人情報の第三者提供記録を開示（当該本人の保有個人情報が存在しないときに、その旨を知らせることを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、開示請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 情報主体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき

(2) 開示請求の対象となる保有個人情報に、第三者の個人情報が含まれているとき

(3) 個人の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であつて、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に支障を及ぼすおそれがあるとき

(4) 委員会が、開示をすることにより学園又は各学校の業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めるとき

(開示の決定)

第 25 条 管理者は、所管する保有個人情報の開示請求を受けたときは、遅滞なく、当該開示請求に係る保有個人情報の開示について決定しなければならない。

- 2 管理者は、所管する保有個人情報の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(開示の方法)

第 26 条 保有個人情報の開示は、情報主体の請求により、書面による交付、又は電磁的記録の提供により行う。ただし、それらの方法による開示が困難である場合には、他の適切な方法により行うことができる。

(訂正等の請求)

第 27 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報について、その内容に誤りがあると認められる場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、訂正又は追加（以下「訂正等」という。）を請求することができる。

- 2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の訂正等の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第 1 項の請求を受けたときは、その内容の訂正等に関し学園及び各学校の諸規則、並びに法令の規定において特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく当該請求に係る事実を調査・確認し、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、訂正等を請求した者に対し、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

(取扱い停止の請求)

第 28 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて、次の各号いずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、その取扱いの停止を請求することができる。

- (1) 利用目的の達成に必要な範囲を超えて取扱われていると認められる場合
- (2) 保有個人情報が不正に取得された場合
- (3) 保有個人情報を保有する合理的な目的が無くなった場合
- (4) 学園又は各学校において、保有個人情報の情報漏えい等が生じた場合
- (5) 情報主体の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- 2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の取扱い停止の請求をする場合について準用する。
- 3 管理者は、第 1 項の請求に理由があることが判明したときは、これを是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人情報の取扱いを停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の取扱いの停止に多額の費用を要する場合その他取扱いを停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について取扱いを停止したとき、又は取扱いの停止を行わない旨の決定をしたときは、取扱いの停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(提供停止の請求)

第 29 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報への取扱いについて、次の各号いずれかに該当する場合は、当該保有個人情報を所管する管理者に対し、第三者への提供の停止を請求することができる。

- (1) 保有個人情報が不当に第三者に提供されていると認められる場合
- (2) 保有個人情報を保有する合理的な目的が無くなった場合
- (3) 学園又は各学校において、保有個人情報の情報漏えい等が生じた場合
- (4) 情報主体の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

2 第 24 条第 2 項の規定は、保有個人情報の第三者への提供の停止を請求する場合について準用する。

3 管理者は、第 1 項の請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人情報の第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人情報の第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他第三者への提供を停止することが困難な場合にあつて、情報主体の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

4 管理者は、前項により所管する保有個人情報の全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供の停止を行わない旨の決定をしたときは、第三者への提供の停止を請求した者に対し、その旨を通知しなければならない。

(不服の申立て)

第 30 条 情報主体は、学園又は各学校が保有する自己に関する保有個人情報の取扱いについて不服がある場合は、委員会に対し、不服の申立てをすることができる。

2 前項の申立てをするときには、情報主体本人であることを明らかにし、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、当該保有個人情報を所管する管理者を経て、委員会あてに提出しなければならない。

3 委員会は、第 1 項の申立てがあつたときは、速やかに申立て事項について審査する。この場合において、委員会は必要に応じ不服申立人、当該保有個人情報の管理者又は当該保有個人情報を所管する部署の職員その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 委員会は、審査終了後、その決定事項を不服申立人に文書で通知するものとする。

(理由の説明)

第 31 条 第 27 条第 4 項、第 28 条第 4 項、第 29 条第 4 項又は前条第 4 項の規定により、情報主体から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合、又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、当該情報主体に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

第 6 章 雑 則

(適用除外)

第 32 条 学園又は各学校が保有する保有個人情報のうち、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報情報を検索することが困難であるものは、前章の規定の適用については学園に保有されていないも

のとみなす。

第 33 条 学園又は各学校が保有する個人情報であつて、個人情報ファイル化されないで文書、図画及び電磁的記録に散在的に記録されている個人情報については、前章の規定の適用については学園に保有されていないものとみなす。

(教育・研修)

第 34 条 事務局長は、この規程及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するため、職員に対する必要な教育、研修等を実施しなければならない。

(監査)

第 35 条 理事長は、学園における個人情報の取扱いについて、定期的に監査を行うものとする。

2 理事長は、前項の監査を行うにあたっては、監査担当者を任命するものとする。

3 監査担当者は、監査の結果を理事長に報告しなければならない。

(補則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第 37 条 この規程を改廃しようとするときは、理事会の決するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に学園及び各学校が保有している個人情報ファイルについての、この規程第 22 条第 1 項の適用に際しては、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この規程の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

入学を辞退する場合の手続き

『入学手続Ⅱ』により学費等（入学金を除く）を納入した後で入学を辞退する場合、「入学辞退届」の提出が必要です。「入学辞退届」に併せて「入学辞退に伴う学費等返還申出書」による手続きを期日までに完了された方には、入学手続時における学費等（入学金を除く）を返還します。

「入学辞退届・入学辞退に伴う学費等返還申出書」は折りたたみ、右の図のように必要事項を記載した封筒に入れて入学広報課に提出してください。
なお、書類到着の連絡はしませんので、配達確認が可能な簡易書留等を利用してください。

提出先

〒500-8288

岐阜県岐阜市中鶯1-38

岐阜聖徳学園大学 入学広報課

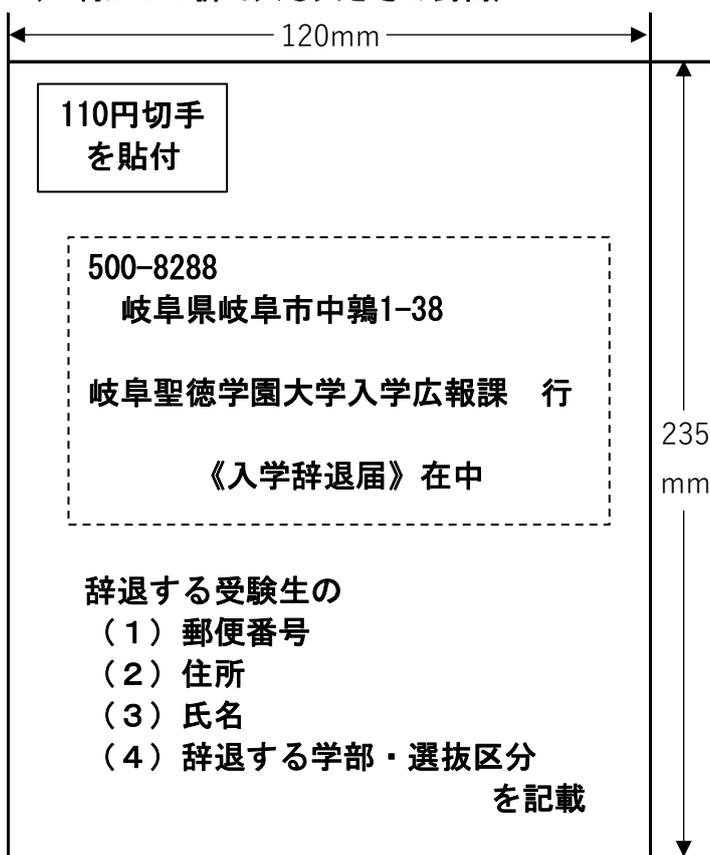
提出期限

2025年3月31日(月)17時必着

郵送する際

長形3号の封筒

(A4判が3つ折で入る大きさの封筒)



500-8288

岐阜県岐阜市中鶯1-38

岐阜聖徳学園大学入学広報課 行

《入学辞退届》在中

切り取って宛名ラベルとして
お使いください。

(西暦) 年 月 日

岐阜聖徳学園大学

学長 観山正見様

入学辞退届

私は次の理由により、貴学への入学を辞退します。

理由

(理由記入例:○○○大学○○○学部合格のため)

受験番号	
本学合格先	学部 (専修・専攻)
氏名	印
保護者名	印

※学費等(入学金を除く)を納入した後で入学を辞退される方は、2025年3月31日(月)17時までに必ず提出してください。

※学費等(入学金を除く)を納入されていない場合、提出の必要はありません。

入学辞退に伴う学費等返還申出書

入学辞退に伴い、2025年度入学手続き時における学費等(入学金を除く)を下記の指定預貯金口座に返還してください。

記

振込先	金融機関名		支店名	
	預貯金種目		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義	(保護者名義に限る)		
受取人	住所	〒		
	氏名	振込先口座名義に同じ		
	電話番号			

※振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預貯金種目、口座番号、口座名義フリガナがわかる部分)を添付してください。

提出(送付)先
〒500-8288 岐阜市中鶉一丁目38番地 岐阜聖徳学園大学 入学広報課

提出期限 2025年3月31日(月) 17時**必着**
※期限を過ぎた場合は返還に応じません。

入学辞退に伴う学費等返還申出書 通帳写し貼りつけ用紙

※振込先口座の通帳の写し
(金融機関名、支店名、預貯金種目、口座番号、口座名義フリガナが
わかる部分)を添付してください。

ノートパソコンの必携化について

岐阜聖徳学園大学
情報教育研究センター

本学では、講義や遠隔授業の受講のほか、レポートや論文作成、授業の履修登録や成績確認など、在学中にパソコンを活用する機会が多くあります。このような学習環境の中で、時間や場所に制限を受けることなく自律的に学ぶ力を身に付けていただくこと、学習教材やレポート等のペーパーレス化を推進することなどを目的として、ノートパソコンの必携化を実施しています。

学生のみなさんは、各学部・研究科で求められるノートパソコンの留意事項を確認のうえ、授業が始まるまでに、個人で使用するノートパソコンを準備してください。

なお、本学では推奨スペックを満たすノートパソコンの斡旋販売を予定（2025年1月頃～）していますので、準備の際の参考としてください。

詳しくは、次のウェブサイトをご確認ください。



<https://www.shotoku.ac.jp/academic-resources/infocente/byod.html>

【問い合わせ先】

- 教育学部・人文学部・看護学部
(羽島キャンパス) 情報教育研究センター
電話：058-279-6574
- 経済情報学部
(岐阜キャンパス) 情報教育研究センター
電話：058-278-0733